



第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- ・ 障がい者保健福祉計画
- ・ 障がい福祉計画（第3期）

(1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障害者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障害者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者保健福祉計画【障害者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

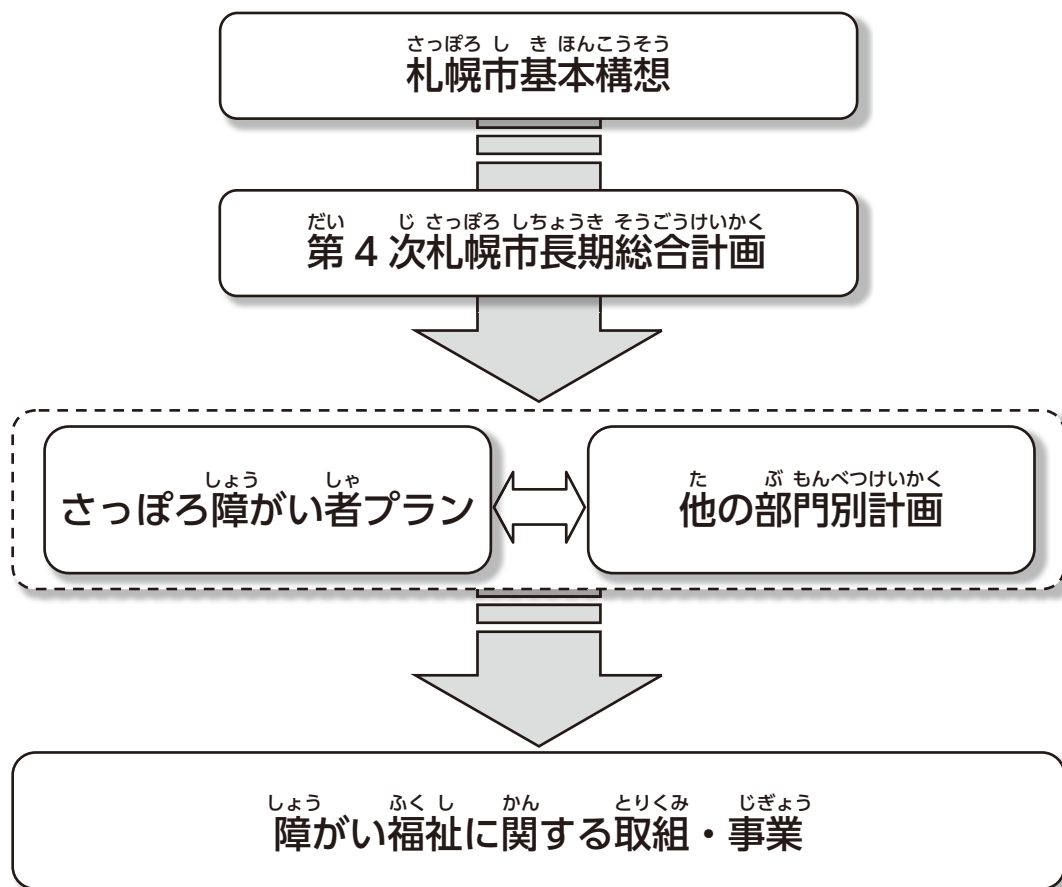
障がい福祉計画【障害者自立支援法】

障害福祉サービスに関する実施計画

2 障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画）は、「札幌市基本構想」と「第4次札幌市長期総合計画」を上位計画とし、他の部門別計画との整合を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



〈参考：保健福祉に関連する計画〉

◆地域福祉社会計画（平成 24 年 3 月策定）

市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち推進事業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の参加の促進や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に関する事項を内容としています。

◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年 3 月策定）

今後も進展する人口構造の高齢化に際し、24 年度から 26 年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定したものです。

◆自殺総合対策行動計画（平成 22 年 3 月策定）

「ひとりでも多くの命を救う」ことを目的とし、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、関係機関との連携・協力を図りながら、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な取組・計画を策定したものです。

◆健康さっぽろ 21—札幌市健康づくり基本計画（平成 14 年 12 月策定）

国が策定した「健康日本 21」の札幌市版です。21 世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。

◆さっぽろ医療計画（平成 24 年 3 月策定）

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた望ましい医療体制の構築を基本理念として策定したものです。

3 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

◆障がい者保健福祉計画 6 年間

（平成 24 年 4 月から平成 30 年 3 月まで）

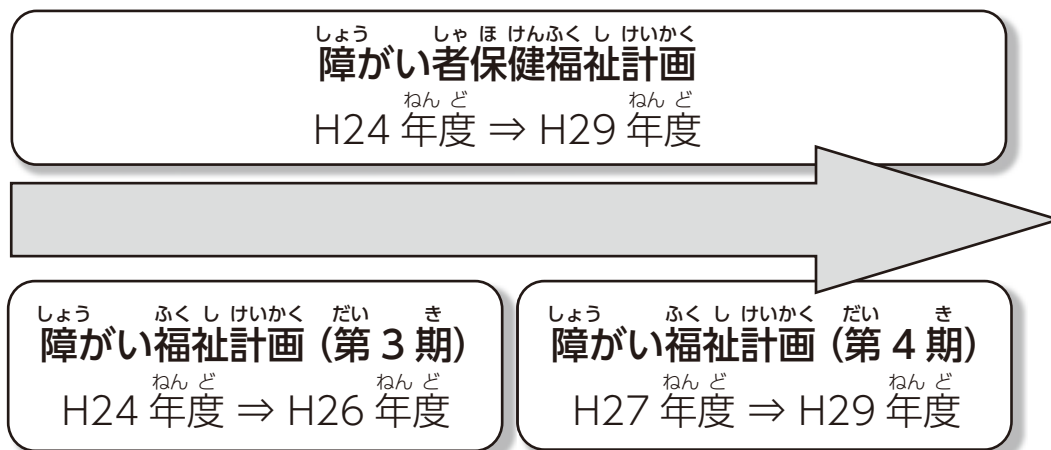
◆障がい福祉計画 3 年間

（平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月まで）

前計画における計画期間は、障がい者保健福祉計画は平成 15 年 4 月から平成 25 年 3 月、障がい福祉計画は平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月としておりました。

このたび、両計画を「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成 24 年 4 月から開始いたします。（障がい者保健福祉計画は、計画期間を 1 年前倒しして改定いたしました。）

なお、関係法令の改正が行われた場合などには、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。



4 障害福祉を取り巻く現状と課題

(1) 国における障害者制度改革の動き

平成15年から始まった「支援費制度」は、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障害のある方の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。また、同法の施行後には、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策が講じられてきたところです。

こうした中、平成21年12月、内閣に「障害者制度改革推進本部」が設置され、そのもとで障害当事者やその家族を中心とする「障害者制度改革推進会議」が平成22年1月から

開催されており、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結のため
に必要な国内法の整備を始めとする障がいのある方に係る制度改革に
向けた精力的な検討が行われています。

障がい保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を廃
止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生
活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制
定することとされています。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対
する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されるととも
に、「障害者基本法」が改正されたところです。

(2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な取組
を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたき
め細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージに
応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者自立支援法などに
よる法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も併
せて実施するなど、支援のあり方について引き続き検討していく必要
があります。

(3) 市民自治の推進

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのあ
る方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行
政による取組のほかに、市民自治の考え方に基づき、地域のボ

ランティア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用するなど、
障がいのある方を地域全体で支え合おう体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成 15 年 3 月に「札幌市 障害者保健福祉計画」を策定し、以後
10 年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

また、平成 19 年 3 月には「障がい福祉計画（第 1 期）」を、平成
21 年 3 月には「障がい福祉計画（第 2 期）」をそれぞれ策定し、障
がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰も
がいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきま
した。

(5) 障がい者施策に関する主な動向

平成 15 年 支援費制度の施行

札幌市 障害者保健福祉計画の策定

平成 18 年 障害者自立支援法の施行

平成 19 年 札幌市障がい福祉計画（第 1 期）の策定

障害者の権利に関する条約への署名

平成 21 年 札幌市障がい福祉計画（第 2 期）の策定

内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置

平成 22 年 障害者自立支援法の改正

平成 23 年 障害者虐待防止法の成立（平成 24 年 10 月施行予定）

障害者基本法の改正

平成 24 年 さっぽろ障がい者プランの策定

【参考】^{さんこう} ノーマライゼーション

高齢者^{こうれいしゃ}や障がい者^{しょう しゃ}などを施設^{し せつ}に隔離^{かくり}せず、障がい^{しょう}のない人^{ひと}と一緒に^{いっしょ}に助け合^{たす あ}いながら暮^くらしていくのが正常^{せいじょう}な社会^{しゃかい}のあり方^{かた}であるとする考え方^{かんが}。また、それ^{かた}に基^{もと}づく社会福祉^{しゃかいふくし}政策^{せいさく}。

障がい者保健福祉計画の部

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1 計画体系図

(1) 基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、4つの計画目標を8つの分野に分けて施策展開していきます。

基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
支え合う共生社会の実現

計画目標

- 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

分野

- | | | |
|----------------|-----------|---------|
| 1 理解促進 | 2 生活支援 | 3 保健・医療 |
| 4 生活環境 | 5 教育・育成 | 6 雇用・就労 |
| 7 情報・コミュニケーション | 8 スポーツ・文化 | |

(2) 分野ごとの基本施策

8つの分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野 1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野 2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

分野 3 保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実

分野 4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

分野 5 教育・育成

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 2 早期療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 卒業後の支援

分野 6 雇用・就労

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
- 3 福祉施設から一般就労への移行推進

分野 7 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリー化の推進
- 2 情報提供の充実
- 3 コミュニケーション支援体制の充実

分野 8 スポーツ・文化

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援



第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

分野 1 理解促進

〈現状と課題〉

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解促進を一層進める必要があると考えられます。

そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するなど、障がいのある人に対する権利擁護について理解を促進する必要があると考えられます。

基本方針

- 基本方針 1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。
- 基本方針 2 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。
- 基本方針 3 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進を図ります。

基本施策

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 基本施策 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- 基本施策 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

基本施策 1

啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

〈重点取組〉

- ◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報
広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい者福祉の向上を図ります。
- ◆出前講座等を活用した障がい福祉施策の周知
市職員が地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報提供・情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。
- ◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）
学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内小学校6年生を対象に配布し、授業に役立てます。

◆ 障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策 2

公共サービス従事者などに対する理解促進

○公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

〈重点取組〉

◆ 福祉サービス提供者事業者等に対する研修の充実

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別支援計画の作成に係る研修を実施することにより、利用者一人ひとりの実態に即した個別支援への取組を促し、利用者の自立生活促進を図ります。

また、医療・福祉系の学校・養成施設において、障がいのある方の様々なニーズに対応する支援技術・知識習得のための研修プログラムが充実されるよう、働きかけてまいります。

◆ 障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策 3

障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

- 地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

〈重点取組〉

◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利の擁護と障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

◆障がい当事者等の意見反映

障がいのある方をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

○各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

重点取組

◆ボランティア研修センターの運営

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。

◆まちづくり活動への支援

(市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金)

市民活動団体に対して、地域の課題などの解決に向けて自ら行動するための支援を充実します。

※さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

おも し さく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう 障がいのある方の暮らしやすい「ち いき 地域づくり」をすすめます
- 2 ち いき い い く はたら しょう しゃ おうえん
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 しょう 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、けん り よう ご すす
権利擁護を進めます

さっぽろ し ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう
札幌市におきましても、北海道障がい者条 例に基づき、障がいの
ある方も障がいのない方も、かた とも く
共に暮らしやすいまちづくりをめ ざ
ていきます。

さんこう しょうがいしゃ き ほんほう しょうがいしゃ てい ぎ
【参考】障害者基本法による障害者の定義について

しんたいしょうがい ち てきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の
しんしん き のう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けい
心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継
ぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
いいます。

しょうがいしゃ き ほんほうだい じょう
(障害者基本法第2条)

かんれんけいかく ぶん や り かいそくしん
関連計画（分野1：理解促進）

さっぽろ し ち いきふく し しゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろ し し ぶん かつどうそくしん き ほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

分野 2 生活支援

〈現状と課題〉

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。

重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活していくための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して暮らすことができるような支援体制を充実する必要があると考えられます。

障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保が求められています。

地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの住まいの場の確保が求められています。

基本方針

基本方針 1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力との連携により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、地域における見守り・支援体制の充実に努めます。
- 重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実に
ついて検討を進めます。
- 発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を図り
ながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
- 障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、必
要な支援体制について充実を図ります。
- 移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充につい
て引き続き検討を進めます。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆ 相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

しょう かいの ある 方が ちい せいの せいかつ する ことが できる よう、 相談 支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。

かくしゅ じ ぎょう じっし ちい せいの じりつ し えんきょう ぎ かい ちゅうしん 各種事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心とした関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提供します。

⇒ しょう ふく し けいかく ぶ 障がい福祉計画の部（87 ページ） もご覧ください。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

しょうがいふく し かくしゅ えんかつ ていきょう 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実のほか、しょう かいの ある 方 に対する 交通費助成、機能回復・訓練、特別しょうがいしゃ て あてとう し きゅう えんかつ ていきょう つと 障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

⇒ しょう ふく し けいかく ぶ い ころ らん 障がい福祉計画の部（75 ページ以降） もご覧ください。

◆ 重度の障害のある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

じゅう ど しょうがい かつ たい し えん 重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援を提供し、ちい せいの せいかつ する ことが できる よう、ゆうしょうてい ア等の地域福祉力を活用した仕組みを取り入れるなど、かいじょせい ど じゅうじつ 介助制度の充実をはかり図ります。

※ パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

ざいたく せいかつ じゅう ど しんたいしょう かつ ちい せいの せいかつ 在宅で生活する重度の身体障がいのある方が、地域住民等からかいじょ う ば あい ひつよう ひよう し きゅう ら介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

◆医療的ケアが必要な重度の障がいのある方に対する地域生活支援の
充実の検討

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、サービス提供基盤の整備について検討を進めます。

◆障がいのある方の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の地域福祉力も活用するなど、支援体制のあり方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

◆移動支援事業の拡充の検討

移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等について、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を引き続き進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（90 ページ）もご覧ください。

◆ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方について検討します。

◆^{しょう}障^{かた}が^{たい}い^{けん り よう ご}のある方^{ぎゃくたいぼう}に対する^{したいさく}権利擁護^{すいしん}、虐待防止対策の推進

^{しょう}障^{しゃ}がい者^{そうだんうんえい}あんしん相談運営事業^じ、^{ぎょう}成年後見制度^{せいねんこうけんせい}利用支援事業^{ど り よう し えん じ}の一層^{いっそう}の推進により、^{すいしん}障^{しょう}がいのある方^{かた}の権利擁護^{けん り よう ご}のための相談支援体制^{そうだん し えんたいせい}の強化^{きょう}を図ります。

また、^{へいせい}平成 24 年^{ねん} 10 月^{がつ}施行^{しこう}予定^{よ てい}の障害者^{しょうがいしゃ}虐待防止法^{ぎゃくたいぼう し ほう}に基づき、^{つうほう}通報・相談窓口^{そうだんまどぐち}の充実^{じゅうじつ}や関係機関^{かんけい き かん}とのネットワーク体制^{たいせいきょう}強化^かなどの^{ぎゃくたいぼう し}虐待防止^{とりくみ}の取組^{すす}を進めます。

⇒ ^{しょう}障^{ふく し けいかく}がい福祉計画^ぶの部^{らん}（88、96、97 ページ）もご覧ください。

◆^{ちんたい し えん じ ぎょう}あんしん賃貸支援事業^{ふ きゅう}の普及

^{みんかん}民間^{じゅうたくかんけい}の住宅関係事業^{じ ぎょうしゃ}者^{たい}に対して「^{ちんたい し えん じ ぎょう}あんしん賃貸支援事業^{しゅう ち}」の周知^{しゅう ち}を行い、^{おこな}高齢^{こうれい}の方^{かた}や障^{しょう}がいのある方^{かた}などを受け入れる民間賃貸住宅^{う い みんかんちんたいじゅうたく}の登録^{とうろく}を促^{うなが}します。

※^{ちんたい し えん じ ぎょう}あんしん賃貸支援事業

^{こうれい}高齢^{かた}の方^{しょう}や障^{かた}がいのある方^{がいこくじん}、外国人^{かたおよ}の方^こ及び子育て世帯^{せ たい}に対し^{たい}て、^{にゅうきょ}入居^うを受け入れる民間賃貸住宅^{い みんかんちんたいじゅうたく}、仲介^{ちゅうかい}をサポートする協力^{きょうりよく}店^{てん}、入居者^{にゅうきょしゃ}の居住支援^{きょじゅう し えん}を行っている支援団体^{おこな}の情報^{し えんだんたい}を提供^{じょうほう}することで、^{ていきょう}民間賃貸住宅探し^{みんかんちんたいじゅうたくさが}や居住支援^{きょじゅう し えん}を行う事業^{おこな}。

◆^{しょう ひ しゃ ひ がいぼう し}消費者被害防止ネットワーク事業^{じ ぎょう}

^{ち い き}地域^{しょう ひ しゃもんだい}に消費^{せい}者問題^{しょう ひ}に精通^{せいかつ}する消費生活推進員^{しんいん}を配置^{はい ち}し、関係機関^{かんけい き かん}とのネットワーク体制^{たいせい}により、^{しょう}障^{かた}がいのある方^{こうれい}や高齢^{かた}の方^{しょう ひ しゃ ひ がい}の消費者被害^{そう}の早期^{き はっけん}発見^{きゅうさい}と救済^{み ぜんぼう し}、未然防止^{はか}を図ります。

◆^{しょう}障^じがい児・^{しゃ}者^し支援^{えん}施策^しの^{さく}再^{さい}整理^{せい}・^{いちげん}一元化

^{へいせい}平成 25 年（^{ねん}予定）から、^{しょう}障^じがい児・^{しゃ}者^しに関する^し施策^{さく}展開^{てんかい}を^{ほけんふく}保健福祉局^しに^し統^き合^めし、^じ児・^{しゃ}者^し一貫^{いっかん}した^き切れ^め目のない^し支^じ援^{えん}の^{じつげん}実^め現^{げん}を^め目^ざ指^しします。

はったつしょうがいしゃ し えんたいせいせい び じ ぎょう 発達障 害者支援体制整備事 業

^{へいせい}平成 17 年 4 月^{ねん}から^がはったつしょうがいしゃ し えんほう^し 施^し行^{こう}され、^{はったつしょう}発達障^じがいの^{ひと}ある人^{しゃかい}たちが^{じゅうぶんかつやく}社会^しで^し十分^{えん}活^{たいせい}躍^とできる^とよう、^し支^{えん}援^{えん}の^{たいせい}体^{せい}制^{せい}づ^くり^くに^と取^とり^と組^くんで^いま^いす。

〈^{おも}これまでの^{とりくみ}主な^と取^と組^く〉

○^{はったつしょう}発達障^じがい者^{しゃ}支^し援^{えん}に^{かん}関^{かん}係^{けい}機^き関^{かん}等^{とう}で^{じょうほうていきょう}の^い情^{けん}報^{こう}提^{かん}供^{かん}・^い意^{けん}見^{こう}交^{かん}換^{かん}
^{おこな}を^か行^{だい}い、^{もんだいてん}課^{たい}題^{おう}や^{さく}問^{さく}題^{とう}点^{とう}、^{じょうほう}対^ち応^{しき}策^{きょう}等^{ゆう}に^かつ^いて^か情^き報^き・^し知^き識^しの^き共^き有^き化^か
^{はか}を^は図^はって^きま^した。

○^{はったつしょう}発達障^じがいの^{かた}ある^{さく}方^{ひん}の^{てん}作^{じっ}品^し展^ふの^{きゅう}実^{けい}施^いの^は普^は及^つ啓^ふ発^き用^{けい}冊^い子^はの^つ作^{さく}成^{せい}な^し
^{つう}ど^{ひろ}を^し通^{みん}じて、^{たい}広^はく^は市^は民^はに^は対^はし^は発^り達^{かい}障^{そく}がい^{しん}に^しつ^いて^し理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}を^{はか}
^は図^はって^きま^した。

〈^{こんご}今後の^{おも}主な^{とりくみ}取^と組^く〉

○^ち地^{いき}域^{ふく}の^し福^い祉^{りょう}・^い医^{かん}療^{けい}関^き係^{かん}機^{かん}関^{とう}、^{おや}親^{かい}の^は会^はな^はど、^は発^は達^は障^しが^{えん}い^し者^しを^し支^し援^{えん}
^{たち}する^ば立^{せん}場^{もん}の^か専^{きょう}門^り家^りの^え協^え力^えを^ふ得^{きゅう}る^{けい}こ^いと^はに^はよ^はり、^ふ普^{きゅう}及^{けい}啓^い発^は用^は冊^い子^はを^し
^{さく}作^{せい}成^{せい}・^{はい}配^ふ布^ふする^ひな^{つづ}ど、^さ引^さき^ま続^ざき^ま様^{しゅ}々^{ほう}な^ふ手^{きゅう}法^{けい}で^は普^は及^は・^ち啓^し発^しを^は図^はり
^ます。

○^く区^{やく}役^{しよ}所^{しよ}の^{かく}各^{そう}相^{だん}談^ま窓^ど口^{ぐち}の^{しよ}職^く員^{いん}を^{たい}対^し象^しに、^は発^は達^は障^しが^{えん}い^しに^{かん}関^ちする^し知^し識^し
^{じょう}と^{ほう}情^{てい}報^{きょう}の^{ない}提^い供^{よう}を^{けん}内^{しゅ}容^うと^{かい}す^{さい}る^い研^に修^ち会^{ぎょう}等^むを^む開^む催^むし、^に日^ち常^{じょう}業^{ぎょう}務^むへ^むの^む
^{いっ}バ^っッ^くア^ッッ^くを^い一^っ層^{そう}充^{じゅう}実^{じつ}し^つま^す。

- 親支援を業務とする専門職を対象とした人材育成として、発達障
がい支援技術に関する専門職研修（臨床実習）のプログラムに
基づき、実習の定例化に向け準備を進めます。
- ペアレントメンター（親の相談役となる人）の養成研修や、巡回
支援専門員による巡回指導事業を行うことにより、支援の充実を
図ります。

基本施策 2

施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援
体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域におけ
る住まいの場の充実を図ります。

重点取組

◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事
業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や
緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（82、83 ページ）もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホーム・ケアホームの整備費の一部に補助を行うことによ
り整備を推進し、地域における居住の場を充実します。

⇒ 障がい福祉計画の部（81 ページ）もご覧ください。

◆ 地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある方の地域移行を促進します。

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の方、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

◆ 入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策 3

福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

しょうがいしゃ じりつ しえんぽう もと しんたい しょう かた しんたい き のう ほ
障害者自立支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体機能を補
かん だいたい しょくぎょう た にちじょうせいかつ のうりつこうじょう はか
完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装
ぐ にちじょうせいかつようぐ てきせつ しきゅう
具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ しょう ふく し けいかく ぶ らん
⇒ 障がい福祉計画の部（90 ページ）もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示、リサイクルなど）

ふく しようぐ ふきゅう てんじ
福祉用具の常設展示コーナーの設置や、不用になった福祉用具等の
ふく しようぐ じょうせつてんじ せっち ふよう ふく しようぐ とう
リサイクルに関する情報の橋渡しを行うなど、普及に努めます。

◆福祉産業共同研究事業

いりょう かいご かんご ふく し ぶん や さんがくかん きょうどうけんきゅう けんきゅうかいはつ
医療・介護・看護・福祉分野の産学官による共同研究、研究開発
そくしん はか
の促進を図ります。

きほん しさく
基本施策 4

ち いきふく し にな じんざいいくせい かく ほ
地域福祉を担う人材育成・確保

かくしゅけんしゅう じっし かつどう たい し えん つう ち いき
○各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域
ふく し かつどう にな じんざい いくせい つと
福祉活動を担う人材の育成に努めます。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆ボランティア研修センターの運営（再掲）

⇒ 16 ページさんしょう
⇒ 16 ページ参照

◆^{ふく し}福祉サービス^{ていきょう}提供者^{じ ぎょうしゃ}等^{とう}に対する^{たい}研修^{けんしゅう}の充実^{じゅうじつ}（再掲）^{さいけい}

⇒ 14 ページ^{さんしやう}参 照

◆ボランティア等の^{とう}地域福祉力^{ち いきふく し りよく}を活用^{かつよう}した支援体制^{し えんたいせい}の充実^{じゅうじつ}の検討^{けんとう}（再掲）^{さいけい}

⇒ 21 ページ^{さんしやう}参 照

◆^{げん き}元気なまちづくり^{し えん}支援事業^{じ ぎょう}

区や地域の特性を活かした^く元気^{げん き}で魅力あふれる^{ち りよく}地域づくり^{ち いき}の推進^{すいしん}を
目的として、^{もくてき}区の^く創意工夫^{そう い く ふう}や裁量^{さいりやう}によって、^{しょう}障がいのある方^{かた}をはじめ
市民^{し みん}が主体的^{しゅたいてき}に行う^{おこな}地域課題解決^{ち いき か だいかいけつ}に向けた^む取組^{とりくみ}に対する^{たい}支援^{し えん}を行います。^{おこな}

かんれんけいかく ぶん や せいかつ し えん 関連計画（分野 2：生活支援）

◆^{さっぽろ し ち いきふく し}札幌市地域福祉社会計画^{しゃかいけいかく}

◆^{さっぽろ し}札幌市^{じゅうたく}住宅マスタープラン 2011

◆^{さっぽろ し し みん}札幌市市民まちづくり活動促進基本計画^{かつどうそくしん き ほんけいかく}

◆^{さっぽろ し}札幌市産業振興ビジョン^{さんぎやうしんこう}

◆^{さっぽろ し}札幌市消費基本計画^{しょう ひ しゃ き ほんけいかく}

分野3 保健・医療

〈現状と課題〉

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要であると考えられます。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を医療機関に対して一層促進する必要があると考えられます。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

基本方針2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

基本施策

- 基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策 3 精神保健・医療の充実

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

〈重点取組〉

◆妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マス・スクリーニング検査

新生児、乳幼児、妊婦を対象とした母子保健全般にわたる病気の早期発見のためのマス・スクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけるとともに、母子保健情報の共有化を

はか 図るため、い りょう き かん 医療機関、かんれんだいがく い がく ぶ 関連大学医学部、ほ けんじょ 保健所・ほ けん 保健センターとの
きんみつ れんけい 緊密な連携により、じんそく てきせつ 適切な患者のしんだん 診断・ち りょう むす 治療に結びつける体
せい こうちく はか 制の構築を図ります。

◆ にゅうよう じ けんこうしん さ 乳 幼児健康診査

4 か げつ じ 月児、10 か げつ じ 月児（さいらい 再来）、1 さい 6 か げつ じ 月児、3 さい じ 歳のすべてのこ
どもにたいして けんこうしん さ 健康診査をじっし 実施することにより、うんどう き のう 運動機能、し ちょうかくとう 視 聴 覚等
のしょう 障がい、せいしんはったつ 精神発達のちゅう 滞などしょう 障がい等をもった子どもをそう き 早期に発
けん 見し、てきせつ 適切なし どう おこな 指導を行い、しんしんしょう 心身障がいのしんこう 進行をみ ぜん 未然にぼう し 防止するととも
に、いく じ 育児に関するかん し どう おこな 指導を行い、もってにゅうよう じ 乳幼児のけんこう 健康のほ じ およ ぞうしん 保持及び増進を
はか 図ります。

◆ こ 子どものところとからだに関するい りょうていきょうたいせい 医療 提供 体制の充実

しょう 障がいのげんいん 原因となるしっぺい 疾病のそう き はっけん 早期発見、そう き りょういく 早期療 育やじゅうふくしょう 重複障がい児へ
てきせつ 適切ない りょう し えんたいせい 医療 支援体制をこうちく 構築するため、へいせい 平成 25 年（よてい 予定）にしりつ
さっぽろびょういんせいりょういん 札幌 病院 静 療 院のだいぎき 大規模改修を行い、せいりょういん じ どうしんりょう 静 療 院 児 童 心 療 センターと
はったつ い りょう 発達医療センターのき のう 機能をとうごう 統合したしん い りょう き かん 新医療 機関をかいせつ 開設します。

◆ りょういく し どう りょういく し えん じ ぎょう 療 育指導（療育支援事業、せんてんせいしょう 先天性障がい児早期療 育事業）

はったつ しんぱい 発達にしんぱい 心配のあるこ どもをたいしょう 対象に、こ どものじょうたい 状態に応じたりょういく 療 育を
し 施すると同時にどう じ 保護者のほ ごしゃ 複雑でふくざつ 不安なふ あん き も 気持ちをう と 受け止め、しょう 障がいのき
づきができるようにはたら 働きかけ、こ こ こ 子どものあ 合ったしん ろ 進路をとも 共にかんが 考え
ひつよう 必要なじょうほう 情報をていきょう 提供します。

また、しょう ダウン症などのせんてんせいしょう 先天性障がいのあるにゅうよう じ 乳幼児についても、ほ 保護
者のしや ふ あん き も 不安な気持ちをう と 受け止め、こ 子どものしんしん 心身のはったつ 発達をうなが 促すとと
もに、いく じ 育児全般にひつよう 必要なじょうほう 情報のていきょう 提供を行います。

◆^{じ どうはつたつ し えん}児童発達支援センターの^{うんえい}運営（^{しょうがい}障害児^{じ つうしょ し えん}通所支援サービス）

^{じ どうふく し ほう}児童福祉法に基づき、^{もと}肢体不自由児や^{したい ぶ}知的障がい児に対する^{み づか}身近な
^{りょういく}療育の場として^ば機能訓練や^{き のうくんれん}療育指導などを行うとともに、^{おこな}地域の障
^じがい児や^{ほ ごしゃ}保護者に対して^{し えん}支援を行います。

基本施策 2

^{しょう}障がいに対する^{たい}適切な^{てきせつ}保健・^{ほ けん}医療サービスの^{い りょう}充実^{じゅうじつ}

○^{しんしん}心身の^{しょう}障がいの^{けいげん}軽減を図る^{はか}医療や、^{い りょう}医療費負担の^{い りょう ひ ふ たん}軽減を目的とする
^{かくしゅきゅう}各種給付事業を引き続き^{ひ つづ}行い、^{おこな}障がいのある方に対する^{しょう}医療の^{かた}充実
^{はか}を図ります。

○^{い りょうてき}医療的ケアが必要な^{ひつよう}重度^{じゅう ど}障がいのある方に対する^{かた}保健・^{たい}医療・^{ほ けん}福祉
^{れんけいたいせい}の連携体制の^{じゅうじつ}充実を図ります。

○^{さっぽろ し どく じ}札幌市独自の^{のぞ}望ましい^{い りょうたいせい}医療体制の^{こうちく}構築に向けた^む取組を進めます。^{とりくみ} ^{すす}

〈^{じゅうてんとりくみ}重点取組〉

◆^{じ りつ し えん い りょう ひ}自立支援医療費の^{し きゅう}支給

^{しょう}障がいのある人に対し、その^{しんしん}心身の^{しょう}障がいの^{けいげん}軽減を図り、^{はか}自立した
^{にちじょうせいかつ}日常生活を営むために必要な^{いとな}医療について、^{ひつよう}自立支援医療費の^{い りょう}適切な
^{し きゅう}支給^{おこな}を行います。

また、^{じ りつ し えん い りょう}自立支援医療に係る^{かか}適正な^{てきせい}費用負担の^{ひ よう ふ たん}あり方について、^{かた}障が
^{しょう}いのある方の^{かた}医療費の^{い りょう ひ}負担^{ふ たん}軽減が^{けいげん}図られるよう、^{はか}国に対して^{くに}働きか
^{たい}けてまいります。^{はたら}

◆ 重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成し、もって
重度心身障がいのある方の保健の向上に寄与するとともに福祉の増
進を図ります。

◆ 医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方に対する地域生活支援
の充実の検討（再掲）

⇒ 21 ページ参照

◆ さっぽろ医療計画の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会の実現
に向けた医療体制の構築を基本理念とする「さっぽろ医療計画」に
基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組みます。

基本施策 3 精神保健・医療の充実

○通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

○精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

○精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図り
ます。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆自立支援医療費（精神通院医療）の支給

せいしん しょう せいしん しょう せいしん しょう せいしん しょう せいしん しょう せいしん しょう
精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状に
ある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけてまいります。

◆精神科救急情報センター運営

せいしん か きゅうきゅうじょうぼう うんえい
精神に障がいのある方やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろ し ねんかん にん こ じ さつ し ぼうしゃ ひとり おお へ
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも多く減らすため、面談や電話による相談支援、人材養成、普及啓発等の各事業を行います。

精神科救急医療体制の整備について

〈取組概要〉

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるように、重層的な救急医療体制の整備を図ります。

〈今後の検討内容〉

- 市立札幌病院において身体合併症を含む精神科3次救急の本格的な開始が予定されている平成25年度を契機として、安定的に維持され365日安心のできる精神科救急医療体制の充実を図ります。
- 本市が含まれている精神科救急医療圏において、夜間・休日の急な入院治療に対応できる空床数を増やします。
- 精神科救急情報センターの機能強化を図ることができるよう検討します。
- 診療所医師の精神科救急医療への参画と1次救急のあり方を、国や関係団体での議論の経過などもみながら、検討を進めます。

関連計画（分野3：保健・医療）

- ◆札幌市子ども未来プラン
- ◆さっぽろ医療計画
- ◆札幌市自殺総合対策行動計画

分野 4 生活環境

〈現状と課題〉

平成 18 年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成 21 年に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内 53 の重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ要援護者の避難支援の取組を充実する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針 1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本方針 2 災害に強いまちづくりを進め、防災体制の確立をはじめ、災害時要援護者の対策の推進を図ります。

基本施策

基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

基本施策 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

基本施策 1

バリアフリーに基づくまちづくりの推進

○すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

〈重点取組〉

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある方、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

◆バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

◆^{こうつう}交通^{すいしん}バリアフリー^{じぎょう}推進事業

^{しょう}障^{かた}がいのある^{こうれい}方^{かた}や^{こうきょう}高齢^{こう}の方^き等^{かん}が^り公^い共^{どう}交通^い機関^りを利用して^い移動^{どう}する
^{さい}際^りの^{べんせい}利便性^{およ}及び^{あんぜん}安全性^{せい}の^{こうじょう}向上^{そくしん}の^{はか}促進^{はか}を図^{こうきょう}るため^{こう}、^{こうきょう}公^じ共^{ぎょう}交通^{しゃ}事業^{しゃ}者が
^{おこな}行^{かせい}う^びバリアフリー^ほ化^{じょ}整備^{おこな}について^{かくかん}補助^りを行^{れんけい}うことで、^{とくみ}各^{すす}管理者^{すす}と^{とくみ}連携^{すす}しながら^{とくみ}取組^{すす}を進めます。

◆^{ほどう}歩道^{せいび}バリアフリー^{じぎょう}整備事業

^{だれ}誰もが^{あんしん}安心^{ほこう}して^ほ歩^{どう}行^{ていきょう}できる^{じゅうてん}歩道^{てき}を^{せい}提供^びするため、^{ちく}重点^{せいかつかん}的に^{れんけい}整備^いする
^{ちく}べき^{せいかつかん}地区^{れんけい}の^い生活^い関連^い経路^いの^ほ歩道^{どう}バリアフリー^か化^{すいしん}を^か推進^{すいしん}します。

◆^{あんぜん}安全^{あんしん}・^{こうえん}安心^{さいせい}な^{せい}公園^{じぎょう}再^{じぎょう}整備事業

^{しょう}障^{かた}がいのある^{こうれい}方^{かた}や^{こうきょう}高齢^{こう}の方^きなど^{かん}誰^りもが^い快適^りに^{こうえん}利用^{せい}できる^び公園^{せい}整備^びを
^{すす}進^でめ^{いりぐち}ます。^{えん}出^ろ入^{だん}口^さ・^{かいしやう}園^{かいだん}路^て段^{せち}差^ち解^ち消^ちや^{きゅうよう}階^し段^{せつ}の手^{しん}すり^{しやう}設^{たい}置^{おう}、^がベンチ^たなど^{べんじょ}の
^{かいしゅう}休^{とう}養^{おこな}施設^{おこな}、^{おこな}身^{おこな}障^{おこな}者^{おこな}対^{おこな}応^{おこな}型^{おこな}便^{おこな}所^{おこな}の^{おこな}改^{おこな}修^{おこな}等^{おこな}を行^{おこな}います。

◆^{しゅうし}市有^{せつ}施設^ほの^{ぜん}保^{かい}全^{しゅう}改^{あわ}修^{あわ}に^{かいぜん}併^{すいしん}せた^{すいしん}バリアフリー^{かいぜん}改^{すいしん}善^{すいしん}の^{かいぜん}推^{すいしん}進^{すいしん}事業

^{たいおう}オ^{せつ}ス^{てん}ト^じメ^ふイト^{せつ}対^き応^{そん}ト^きイレ^きの^き設^き置^きや^き点^き字^きブ^きロ^きッ^きク^きの^き敷^き設^きなど、^き既^き存^きの
^{しゅうし}市^{せつ}有^ほ施設^{ぜん}の^{かい}保^{かい}全^{しゅう}改^{あわ}修^{あわ}に^{かいぜん}併^{すいしん}せて、^{すいしん}バリアフリー^{かいぜん}改^{すいしん}善^{すいしん}を^{すいしん}進^{すいしん}めます。

◆地下鉄における安全対策

地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障がいのある方や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。

◆安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある方をはじめ市民の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。

◆車いす使用者向け市営住宅の整備

恒常的に車いすを使用している障がいのある方のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。

◆福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、障がい者対応エレベーター、車いす使用者用トイレ、外部出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融機関との協調融資を行います。

【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

●バリアフリー

建築物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用にも配慮した設計のこと。

●ユニバーサルデザイン

障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・製品のこと。

基本施策 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

- 冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。
- 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

重点取組

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある方も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆^{ふく し さんぎょうきょうどうけんきゅう じ ぎょう さいけい}福祉産業 共同研究事業（再掲）

⇒ 26 ページ^{さんしやう}参照

◆^{じゅうたくぼう か たいさく すいしん}住宅防火対策の推進

^{じゅうたくぼう か ほうもん ふく し じ ぎょうじゅう じ しゃ たいしやう けんしゅうかいとう じっ し}住宅防火訪問、福祉事業 従事者を対象とした研 修 会等の実施、
^{じゅうたくよう か さいけいほう き せつ ち およ い じ かん り かか ふ きゅうけいはつとう じゅうたくぼう か}住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普 及 啓発等、住宅防火
^{たいさく すいしん}対策を推進します。

◆^{しょう じ しゃ し せつ しゅうぜんとう たい し えん けんとう}障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

^{にゅうしょ し せつとう きょじゅう あんぜん はか し せつしゅうぜんとう たい し えん}入所施設等の居住の安全を図るための施設 修 繕等に対して支援を
^{おこな けんとう}行うことを検討します。

◆^{しゃかいふく し し せつとう あんぜんたいさく すいしん}社会福祉施設等の安全対策の推進

^{しゃかいふく し し せつ あんぜんあんしん かく ほ しょうぼうきよく ほ けんふく し}社会福祉施設における安全安心を確保するため、消防局・保健福祉
^{きよく と し きよく かんけい ぶ きよく れんらくきょう ぎ ば さつぱろ し}局・都市局の関係部局の連絡 協 議の場として「札幌市グループホー
^{とうあんぜんあんしんれんらくきょう ぎ かい せつ ち じょうほうこうかん はか し せつ}ム等安全安心連絡 協 議会」を設置し、情報交換を図りながら、施設
^{かんけいしゃ たいしやう けんしゅうかい じっ し ごうどうたちいりけん さ とう じっ し}関係者を対象とした研 修 会の実施、合同立入検査等を実施するほか、
^{くんれん かつよう じ えいしょうぼうくんれん じっ し}訓練チェックリストを活用した自衛 消 防訓練の実施など、さらなる
^{あんぜんあんしん む とりくみ すいしん}安全安心に向けての取組を推進します。

さいがい じ ようえん ご しゃたいさく 災害時の要援護者対策について

◆ さつぽろ し ち いきぼうさいけいかく 札幌市地域防災計画における災害時要援護者対策

さいがい はっせい ば あい かんけい き かん れんけい かく し せつ じょう
災害が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状
きょうおよ ひ なん しょう かつ は あく おこな ひ なん ご
況 及び避難した障がいのある方の把握を行うことや、避難後は、
しょう かつ じょうほうていきょう は あく
障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや
ひ なんしゃ し えん ようせい しゅうよう ひ なん ば しょ せいかつ こんなん
避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難
かつ しゃかいふく し し せつとう い そう さいがい じ ようえん ご しゃ たいさく
な方を社会福祉施設等に移送するなど、災害時要援護者の対策を
すいしん
推進します。

◆ さいがい じ ようえん ご しゃ ひ なん し えんたいさく 災害時要援護者避難支援対策

さいがい じ ようえん ご しゃ ひ なん し えん およ さいがい じ ささ
「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあい
もと さいがい じ じ りき ひ なん しょう
ハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がい
かつ こうれい かつ さいがい じ ようえん ご しゃ て だす ち いき
のある方や高齢の方など（災害時要援護者）の手助けを、地域が
しゅたい じっし し くみ そくしん
主体となって実施する仕組づくりを促進します。

へいせい ねん ど ねんかん さいがい じ ようえん ご しゃ ひ なん し くみ
平成 20 年度から 3 年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組
づくりに関する かん ふ きゅうけいはつかつどう で まえこう ざ おこな ぎょう
普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行
せい せつきよくてき し えん せんしん じ れい そうしゅつ
政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を
せんてい じ ぎょう すす
選定し事業を進めてまいりました。

こん ご じ れい ちくせき ふ ぜん し さいがい じ ようえん ご しゃ し
今後においては事例の蓄積を踏まえ、全市に災害時要援護者支
えん とりくみ ひろ かくく ほけんふく し ぶ じ ぎょう うつ ち いき
援の取組を広げるため、各区保健福祉部に事業を移し、地域にお
とりくみ そくしん
ける取組を促進します。

◆災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での生活の継続が困難な要援護者を、民間の障害者支援施設等へ移送するため、関係機関と協定を締結しています。

かんれんけいかく ぶん や せいかつかんきょう
関連計画（分野 4：生活環境）

◆新・札幌市バリアフリー基本構想

◆新・札幌市バリアフリー特定事業計画

◆札幌市地域防災計画

◆札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン

◆札幌市営地下鉄事業経営 10 年計画

◆札幌市住宅マスタープラン 2011

◆札幌市自転車利用総合計画

分野 5 教育・育成

〈現状と課題〉

不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期療育に取り組む必要があると考えられます。

障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制に努める必要があると考えられます。

また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォロー（ペアレントメンター）を行うなど、療育面での相談支援体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

基本方針

基本方針 1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを推進します。

基本施策

- 基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 基本施策 2 早期療育の充実
- 基本施策 3 学校教育の充実
- 基本施策 4 卒業後の支援

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

〈重点取組〉

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

⇒ 47 ページ参照

◆児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携を図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相

だん し えんたいせい きょう か
談・支援体制を強化していきます。

◆子どもの権利 救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる
さまざまな悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者
の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

◆発達障害者支援体制整備事業（再掲）

⇒ 23 ページ参照

基本施策 2 早期療育の充実

○子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子ども
とともに成長していく環境づくりを進めます。

〈重点取組〉

◆私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園に支援員を派遣し巡回相談を行う「幼稚園訪問支援」を
実施するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受入を推
進するとともに、教育の充実を図り、適切な保育環境を提供します。

◆障がい児保育 巡回指導

保育に欠ける心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに
に集団保育をすることにより、成長発達を促進するとともに
に児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障が

い児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等をしている障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

とくべつ きょういくてき し えん ひつよう じ どうせい と ち いき がっこう まな
○特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
きょういくかんきょう せい び すいしん
教 育環境の整備を推進します。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

ひとりひとり まな そだ きょういくてき し えん じゅうじつ
◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

とくべつ きょういくてき し えん ひつよう じ どうせい と こ こ ちから さいだいげん
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限
はっ き まな て ちょう つうじょう がっきゅう まな
に発揮できるよう、「学びの手帳」や、通常の学級における「学びの
サポーター」の活用により一人一人に応じた一貫した教育的支援の充
じつ はか
実を図ります。

ち いき まな そだ きょういくかんきょう せい び
◆地域で学び育つための教育環境の整備

とくべつ きょういくてき し えん ひつよう じ どうせい と きょじゅう ち いき がっこう まな
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する地域の学校で学
べるよう、とくべつ し えんがっきゅう せい び すいしん
特別支援学級の整備を推進します。

し りつこうとうよう ご がっこう きょういく じゅうじつ
◆市立高等養護学校における教育の充実

し りつこうとうよう ご がっこう しゃかいてき じ りつ め ざ きょういく じゅうじつ つと
市立高等養護学校において、社会的自立を目指した教育の充実に努
めるとともに、しゅうろうそくしん はか きょういくないよう み なお けんとう
就労促進を図るための教育内容の見直しについて検討
すす
を進めます。

基本施策 4

卒業後の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

〈重点取組〉

- ◆市立高等養護学校における教育の充実（再掲）
⇒ 47 ページ参照
- ◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）
⇒ 50 ページ参照
- ◆相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化（再掲）
⇒ 20 ページ参照

関連計画（分野 5：教育・育成）

- ◆札幌市特別支援教育基本計画
- ◆札幌市子ども未来プラン

分野 6 雇用・就労

〈現状と課題〉

障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があると考えられます。

障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

また、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。

基本方針

基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

基本施策

基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

基本施策 3 福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策 1

個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

〈重点取組〉

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブサポーターや支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

◆障がい者就業支援事業

国との共催により、障害者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策 2

雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

○国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

○障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆ しょう しゃきょうどう じ ぎょう 障がい者 協働事業

しょう かた にん い じょう こ よう た じゅうぎょうしゃ
障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを
う と も はたら じ ぎょう しゅうえきせい かく ほ
受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、
しょう かた けいぞく こ よう ば しょう しゃきょうどう じ ぎょう
障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者 協働事業」の
うんえいけい ひ たい ほ じょ おこな
運営経費に対する補助を行います。

◆ し げんせんべつ こ よう ば ていきょう 資源選別センターにおける雇用の場の提供

よう き ほうそうはい き ぶつ さい し げん か はか ち いきふく し しゃかい すいしん
容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の推進に
き よ もくてき かん せんべつぎょう む じゅう じ
寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別業務」に従事
いち ぶ かた ち てきしょう かた こ よう しゅうろう ば ていきょう
する一部の方に知的障がいのある方を雇用し、就労の場を提供してい
ます。

◆ しゅうろう し えん えんかつ ていきょう 就労支援サービスの円滑な提供

しょうがいしゃ じ りつ し えんほう もと いっぱん き ぎょうどう しゅうろう き ぼう かた
障害者自立支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する方や
いっぱん き ぎょうどう しゅうろう こんなん かた ち しきおよ のうりよく こうじょう ひつ
一般企業等での就労が困難な方に、知識及び能力の向上のための必
よう くんれん おこな しゅうろう し えん えんかつ ていきょう
要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。

⇒ しょう ふく し けいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部（79、80 ページ） もご覧ください。

◆ せいひん はん ろ かくだい し えん 製品の販路拡大支援

ち いきかつどう し えん ち いききょうどう さ ぎょうじょ うんえいきょう か とう はか
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を図
るために、せいひん うんえいめん たい し どうとう おこな
製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、障がいのある方が施設等でつくった製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指します。

◆発注機会の拡充、受注調整支援

(元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業)

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンター機能を設置・運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。

基本施策3

福祉施設から一般就労への移行推進

- 障害者自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取り組みにより、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

〈重点取組〉

◆障がい者の就労・雇用に対する理解促進

(障がい者元気スキルアップ事業)

障がいのある方の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

◆ 就労移行支援サービスの提供

障害者自立支援法に基づき、一般就労のために必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援サービスを円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（79 ページ）もご覧ください。

◆ 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

【参考】札幌市独自の就労支援の取組について

1 一般就労の支援（民間企業等へ雇用を希望される方）

(1) 障がい者就業・生活相談支援事業

専門の相談員が、就労と生活面の相談を行い、ハローワーク等と協力・連携して、民間企業に就職できるようサポートします。

(2) 障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇って、障がいのある方、障がいのない方が共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用の場を目指します。

札幌市役所ロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

2 福祉的 就 労の支援（障がい者施設で働いている方）

(1) 元気ショップの設置

障がいのある方が施設等で作った製品を販売する店舗です。

製品の購入を通じて、障がいのある方に対する理解促進や、障がいのある方の工賃の向上を目指します。

- ・元気ショップいこ～る

場所：JR 札幌駅西コンコース

- ・元気ショップ

場所：地下鉄東西線大通駅コンコース

(2) 元気ジョブアウトソーシングセンターの運営

障がい者施設で行っている清掃・印刷等のサービスについて、

民間企業等からの受発注の調整等を行います。

分野 7 情報・コミュニケーション

〈現状と課題〉

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に関する情報提供を充実する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針 1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、自立と社会参加を支援します。

基本施策

基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

基本施策 2 情報提供の充実

基本施策 3 コミュニケーション支援体制の充実

基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

○障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

※ 情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

⇒ 26 ページ参照

◆障がいのある方の情報通信に関する支援

（障がい者 IT サポートセンター）

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者 IT サポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、IT に関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

◆選挙における支援

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添え、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮等の常備などの各種対応について、全投票所に案内ポスターを掲示するなど周知しています。

◆会議等における配慮

障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

○冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

重点取組

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

⇒ 13 ページ参照

◆札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

⇒ 15 ページ参照

◆点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの市政情報の点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行します。

◆様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次

げん 元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

しょうがいふくし じ ぎょうしょとう かん あ じょうほう しょうかい 障 害福祉サービス事業 所等に関する空き情報の紹介について

し ないしょざい しょうがいふくし じ ぎょうしょとう かん あ じょうほう
市内所在の障害福祉サービス事業 所等に関する空き情報をホーム
ページで紹介することで、しょうかい しょう かがた じ ぎょうしょ せんたく さい
利便性の向上を図ります。

ホームページの運用については、うんよう かく ていきょう じ ぎょうしょ
各サービス提供事業 所において情報を随時更新していただくなど、かく ていきょう じ ぎょうしょ きょう
各サービス提供事業 所の協
りよく え
力を得ております。

あ じょうほう
空き情報は、キーワード、じ ぎょうしょばんごう ほうじんめいまた じ ぎょうしょめい
事業 所番号、法人名又は事業 所名、
じ ぎょうしょ しょざい く しゅるい さまざま じょうけん けんさく
事業 所の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索すること
ができます。

あいしょう げん き
愛称 元気さーち

ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

○障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

重点取組

◆コミュニケーション支援事業の円滑な提供

障害者自立支援法に基づくコミュニケーション支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（89 ページ）もご覧ください。

◆聴覚障がい者を対象とした消費生活相談

聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

分野 8 スポーツ・文化

〈現状と課題〉

自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞれの人の興味・関心や生活領域に応じ、さまざまな活動や学習を続けていくことは重要であると考えられます。

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供されるための環境の整備が求められています。また、活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要であると考えられます。

基本方針

基本方針 1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を充実し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本方針 2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、心豊かな地域生活を支援します。

基本施策

基本施策 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策 1

スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

〈重点取組〉

◆障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

◆既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある方が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、車いす対応エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

◆さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることにより、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづくりを促進します。

◆文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のための環境づくり

すす
を進めます。

◆^{しょう}障^{かた}がい^{し えん}のある^{どくしょ}方を^{けんとう}支援する^{けんとう}読書サービスの^{けんとう}検討

^{しんたいしょう}身体障^{はったつしょう}がいや^{さまざま}発達障^{しょう}がいなど、^{かた}様々な^{し えん}障^{けんとう}がいのある^{おこな}方を^{けんとう}支援する^{けんとう}ための^{どくしょ}読書サービスや^{と しょかん し せつ}図書館^{かた}施設^{けんとう}の^{おこな}あり方^{けんとう}について^{けんとう}検討^{けんとう}を行います。

◆^{ち てきしょう}知的障^{しゃ}がい者^{せいじんがつきゅう}のための^{じ ぎょう}成人学級事業

^{とくべつ し えんがっこう}特別支援学校^{ちゅうがっこう}または^{とくべつ し えんがつきゅう}中学校^{しゅうりょう}の^{しゃかいさん か}特別支援学級^{しゃかいさん か}などを^{しゃかいさん か}修了^{しゃかいさん か}し、^{しゃかいさん か}社会参加^{しゃかいさん か}している^{しゃかいさん か}または^{しゃかいさん か}しようとする^{しゃかいさん か}方を^{しゃかいさん か}対象^{しゃかいさん か}に、^{しゃかいさん か}一般社会知識^{しゃかいさん か}の^{しゃかいさん か}習得^{しゃかいさん か}や^{しゃかいさん か}体力^{しゃかいさん か}づくり、^{しゃかいさん か}人間関係^{しゃかいさん か}等、^{しゃかいさん か}集団生活^{しゃかいさん か}や^{しゃかいさん か}体験^{しゃかいさん か}の^{しゃかいさん か}場^{しゃかいさん か}を通して^{しゃかいさん か}社会生活^{しゃかいさん か}により^{しゃかいさん か}よく^{しゃかいさん か}対応^{しゃかいさん か}できる^{しゃかいさん か}人間形成^{しゃかいさん か}を^{しゃかいさん か}目指し、^{しゃかいさん か}実生活^{しゃかいさん か}に^{しゃかいさん か}即^{しゃかいさん か}した^{しゃかいさん か}学習^{しゃかいさん か}を行います。

◆^{とくべつ し えんがっこう}特別支援学校・^{ち いきれんけい}地域連携^{じ ぎょう}事業

^{がっこうきゅうぎょう び}学校休業日^{とくべつ し えんがっこう}に^{がっこう し せつ}特別支援学校^{かつよう}の^{じ どう}学校施設^{せい と}を活用^{とく}し、^{せい}児童・生徒^{せい}の^{せい}特^{せい}性^{せい}に^{せい}応^{せい}じた^{せい}活動^{せい}を^{せい}促^{せい}す^{せい}場^{せい}を^{せい}提供^{せい}することを^{せい}目的^{せい}として、^{せい}各種^{せい}行事^{せい}の^{せい}開催^{せい}や^{せい}ボランティア^{せい}グループ^{せい}との^{せい}交^{せい}流^{せい}等^{せい}を行います。

^{かんれんけいかく}関連計画^{ぶん や}（分野8：スポーツ・文化）^{ぶん か}

◆^{さっぽろ し}札幌市^{しょうがいがくしゅうすいしんこうそう}生涯学習推進構想

◆^{さっぽろ し}札幌市^{ぶん か}文化芸術^{げいじゅつ}基本計画^{き ほんけいかく}

しょう ふく し けいかく ぶ 障がい福祉計画の部

だい しょう しょう ふく し けいかく 第4章 障がい福祉計画

1 しょう ふく し けいかく き ほん り ねん 障がい福祉計画の基本理念

(1) しょう しゃ じ こ けつてい じ こ せんたく そんちよう 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

しょう しょう う む へだ そ う ご じんかく こ せい
障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性
そんちよう あ きようせい しゃかい じつげん しょう ひと
を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が
じ ぶん す ば しょう えら ひつよう しょうがいふく し し えん う
自分で住む場所を選び、必要な障害福祉サービスの支援を受けながら、
じ りつ しゃかいさん か じつげん はか き ほん てい
自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービス提
きよう き ばん せい び すす
供 基盤の整備を進めます。

(2) さんしょう いちげん か 三障がいの一元化

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう かか しょうがいふく し
身体障がい、知的障がい、精神障がいに係る障害福祉サービスを、
いちげんてき せい ど ていきよう
一元的な制度のもとに提供します。

(3) ち いきせいかつ い こう しゅうろう し えんとう か だい たいおう き ばん せい び 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

しょう しゃ せいかつ しゅうろう ち いきぜんたい ささ たいせい ととの ち いき
障がい者の生活や就労を地域全体で支える体制を整えるため、地域
ふく し りよく かつよう き ばんせい び すす
の福祉力も活用して基盤整備を進めます。

2 しょうがいふく し き ほんてき かんが かつ 障害福祉サービスについての基本的な考え方

(1) ひつよう ほうもんけい ほ しょう どこでも必要な訪問系サービスを保障

(2) き ぼう しょう しゃ にっちゅうかつどうけい ほ しょう 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

(3) とう じゅうじつ はか し せつにゅうしょ にゅういん ち いきせいかつ い こう すいしん グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

(4) ふく し し せつ いっぱんしゅうろう い こうとう すいしん 福祉施設から一般就労への移行等を推進

3 平成 26 年度の数値目標

(1) 障害福祉サービスに関する目標

目標値の設定にあたっては、国の基本指針や北海道の計画作成指針に掲げる目標に即し、札幌市の実情に応じた目標値を設定しています。

項目	数値目標	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	760 人	平成 17 年 10 月から
入所施設の入所者数の減少見込数	420 人	平成 27 年 3 月までの累計
福祉施設から一般就労への移行者数	200 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数（割合）	510 人 (5%)	
就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業の利用者数（割合）	1,080 人 (25%)	
入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数	30 人	平成 26 年度の 1 か月当たりの利用者数 (札幌市独自に設定する目標)

(2) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}に対する理解^り促進^{かいそくしん}に関する目^{かん}標^{もくひょう}
 (札幌^{さっぽろ}市^し独自^{どくじ}に設定^{せってい}する目標^{もくひょう})

こ ^{こう} も ^{もく} く 項 ^{こう} 目 ^{もく}	す ^{すう} ち ^ち も ^{もく} ひ ^{ひょう} ょう 数 ^{すう} 値 ^ち 目 ^{もく} 標 ^{ひょう}	び ^び こ ^{こう} 備 ^び 考 ^{こう}
しょう 障 ^{しょう} がいのある人 ^{ひと} にとって ち ^ち い ^い き ^き 地 ^ち 域 ^い で暮 ^く らしやすいまち である ^{おも} と思う ^{しょう} 障 ^{しょう} がいのある 人 ^{ひと} の割 ^{わり} 合 ^{あい}	50%	
しょう 障 ^{しょう} がいのある人 ^{ひと} にとって ち ^ち い ^い き ^き 地 ^ち 域 ^い で暮 ^く らしやすいまち である ^{おも} と思う ^{ひと} 人 ^{わりあい} の割 ^{わり} 合 ^{あい}	50%	

すう ち もくひょう
数値目標 1

にゅうしょ し せつ にゅうしょしゃ ち いきせいかつ い こう
入 所施設の入所者の地域生活への移行

◆ にゅうしょ し せつ ち いきせいかつ い こうしゃすう
入 所施設から地域生活への移行者数

くに き ほん し しん
〈国の基本指針〉

へいせい ねん がつ にち し せつにゅうしょしゃ へいせい ねん ど まつ
平成 17 年 10 月 1 日の施設 入 所者のうち、平成 26 年度末に
わり い じょう かた ち いきせいかつ い こう め ざ
において 3 割以上の方が地域生活へ移行することを目指す。

ほっかいどう さくせい し しん
〈北海道の作成指針〉

くに おな
国に同じ。

さっぽろ し もくひょう
〈札幌市の目標〉

へいせい ねん がつ にち し せつにゅうしょしゃ にん へいせい
平成 17 年 10 月 1 日の施設 入 所者 2,528 人のうち、平成 26
ねん ど まつ へいせい ねん がつまつ にん やく わり かた ち
年度末（平成 27 年 3 月末）において 760 人（約 3 割）の方が地
いきせいかつ い こう め ざ
域生活に移行することを目指します。

	ねん がつ H17 年 10 月～ ねん がつ H20 年 9 月	ねん がつ ～H22 年 9 月	へいせい ねん がつ ～平成 27 年 3 月
ち いき い こうしゃすう 地域移行者数 るいけい 累計	234 にん 人	373 にん 人	760 にん 人

ほっかいどうしら
※ 北海道調べ

◆施設入所者数の減少

〈国の基本指針〉

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数から1割（10%）以上減少する。

〈北海道の作成指針〉

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数から17%以上減少する。

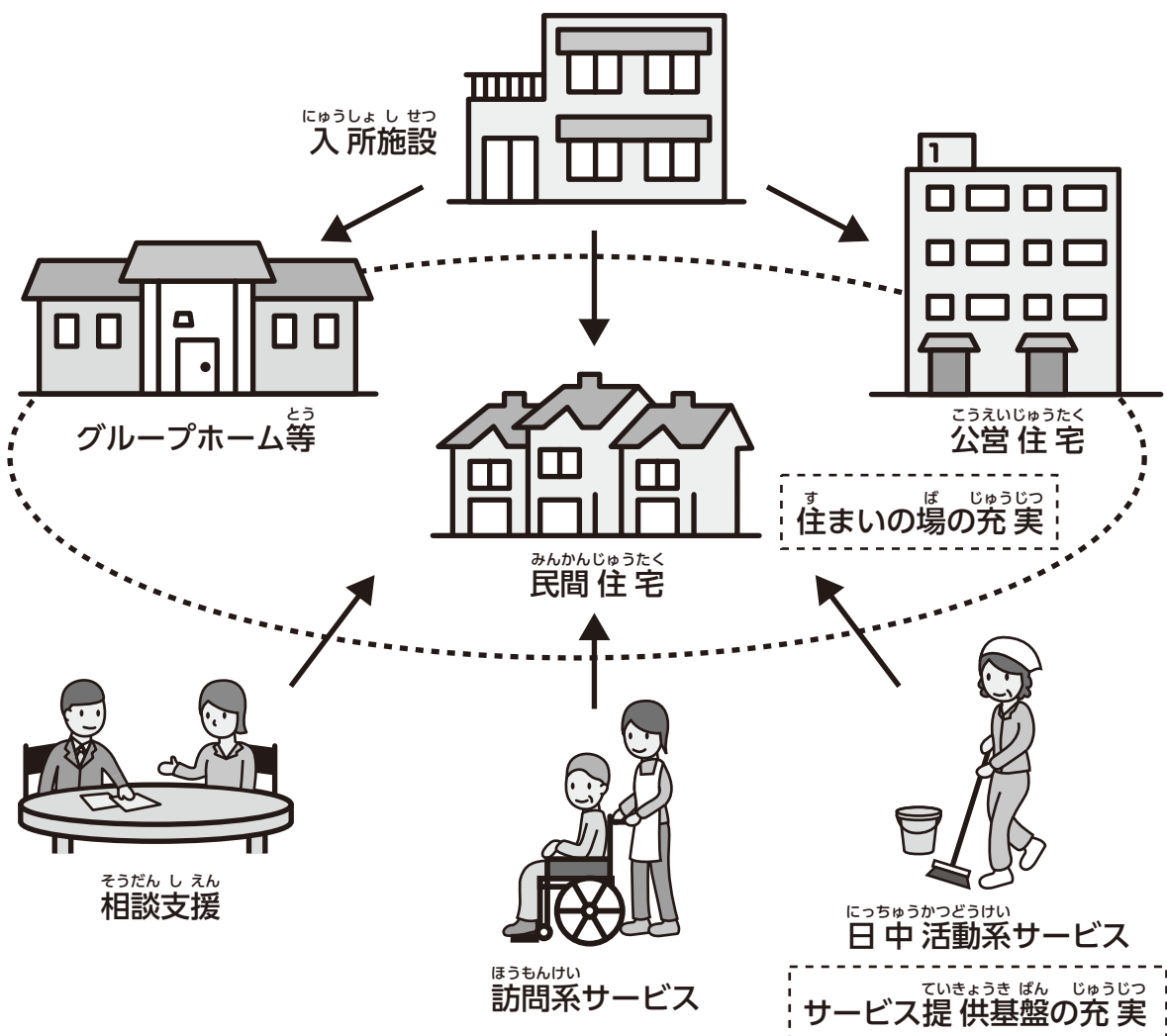
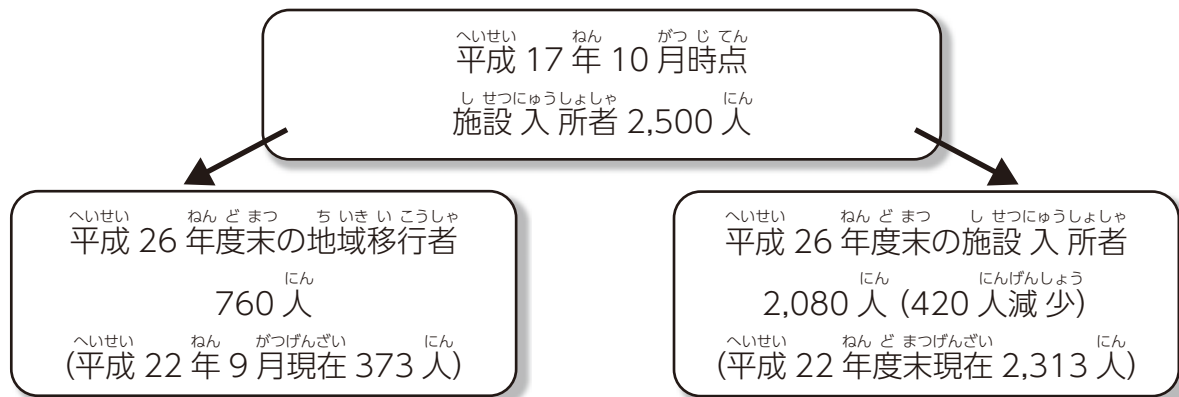
〈札幌市の目標〉

平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者数2,528人から420人（約17%）減少することを目指す。

	H17年10月	H22年度末	H26年度末
施設入所者数	2,528人	2,313人	2,108人
減少数累計	—	215人	420人

にゅうしょ し せつ にゅうしょしゃ ち いきせいかつ い こう
 <入 所施設の 入 所者の地域生活への移行イメージ>

へいせい ねん ど へいせい ねん ど ち いき い こうしゃ み こ
 平成 18 年度から平成 26 年度 地域移行者の見込み



すう ち もく ひょう
数値目標 2

ふく し し せつ いっぱんしゅうろう い こう
福祉施設から一般就労への移行

◆ ふく し し せつ いっぱんしゅうろう い こうしやすう
福祉施設から一般就労への移行者数

くに きほんし しん
〈国の基本指針〉

へいせい ねん ど ふく し し せつ り ようしや いっぱんしゅうろう
平成 26 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への
い こうしやすう へいせい ねん ど い こうじっせき ばい い じょう
移行者数を、平成 17 年度の移行実績の 4 倍以上とする。

ほっかいどう さくせい し しん
〈北海道の作成指針〉

くに おな
国に同じ。

さっぽろ し もく ひょう
〈札幌市の目標〉

へいせい ねん ど ふく し し せつ り ようしや いっぱんしゅうろう
平成 26 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への
い こうしやすう へいせい ねん ど い こうじっせき にん やく ばい にん
移行者数を、平成 17 年度の移行実績 22 人の約 9 倍（200 人）と
することをめざします。

	H20 年度 ねん ど	H22 年度 ねん ど	H26 年度 ねん ど
いっぱんしゅうろう 一般就労への い こうしやすう 移行者数	74 人 にん	182 人 にん	200 人 にん

ほっかいどうしら
※ 北海道調べ

◆ 就労移行支援事業の利用者数

〈国の基本指針〉

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の方が就労移行支援事業を利用。

〈北海道の作成指針〉

国に同じ。

〈札幌市の目標〉

平成 26 年度末における福祉施設の利用者見込 9,880 人のうち、510 人（5%）の方が就労移行支援事業を利用することを目指します。

	H22 年度末	H26 年度末
福祉施設を利用する人数	5,876 人	9,880 人
うち就労移行支援事業を利用する人数 (割合)	354 人 (6%)	510 人 (5%)

◆ 就労継続支援 A 型事業の利用者数

〈国の基本指針〉

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 A 型事業を利用。

〈北海道の作成指針〉

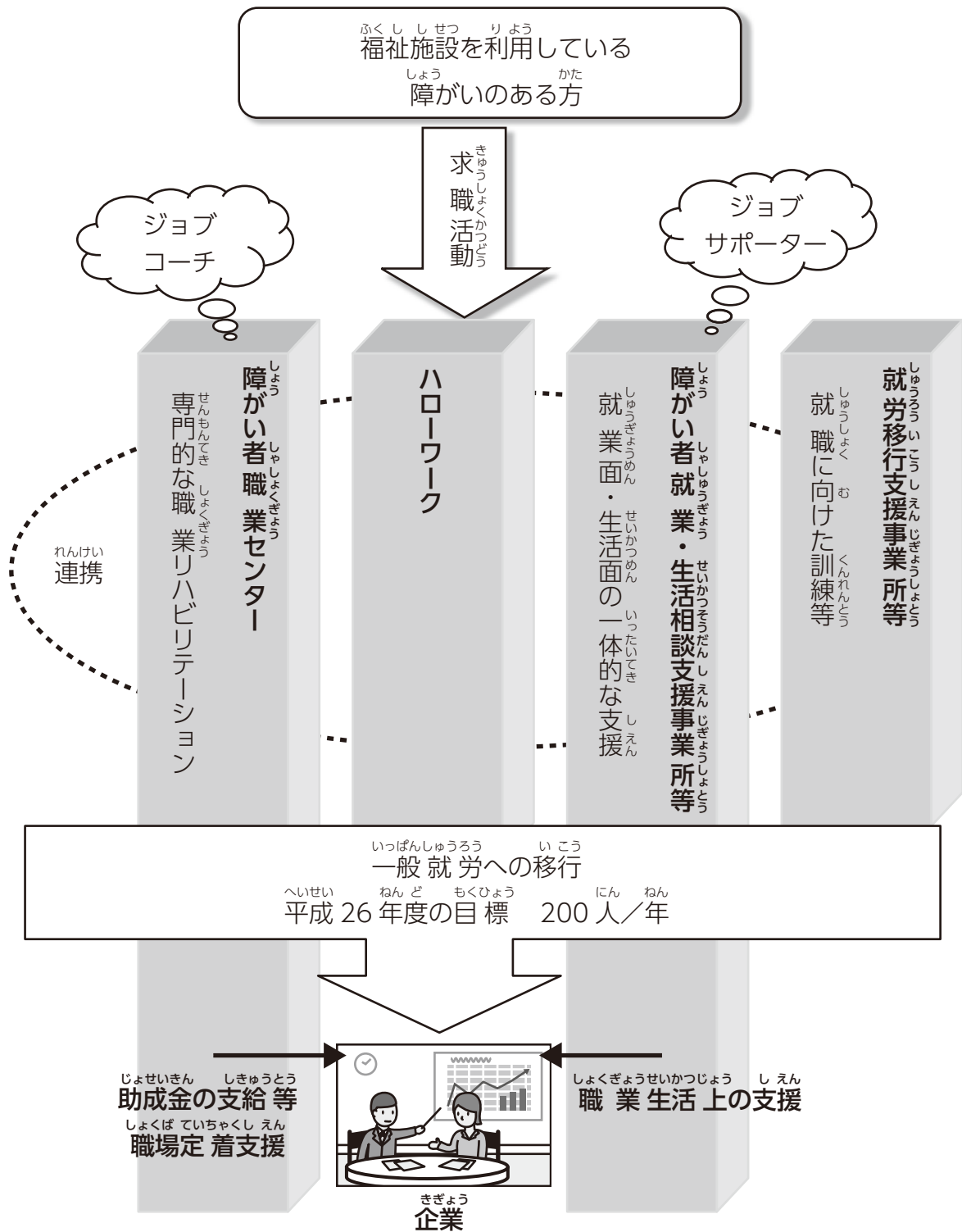
国に同じ。

〈札幌市の目標〉

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者見込 4,240 人のうち、1,080 人（25%）の方が就労継続支援 A 型事業を利用することをめざします。

	H22 年度末	H26 年度末
就労継続支援事業を利用する人数	2,783 人	4,240 人
うち就労継続支援 A 型事業を利用する人数 (割合)	700 人 (25%)	1,080 人 (25%)

ふく し し せつ いっぱんしゅうろう い こう <福祉施設から一般 就 労への移行イメージ>

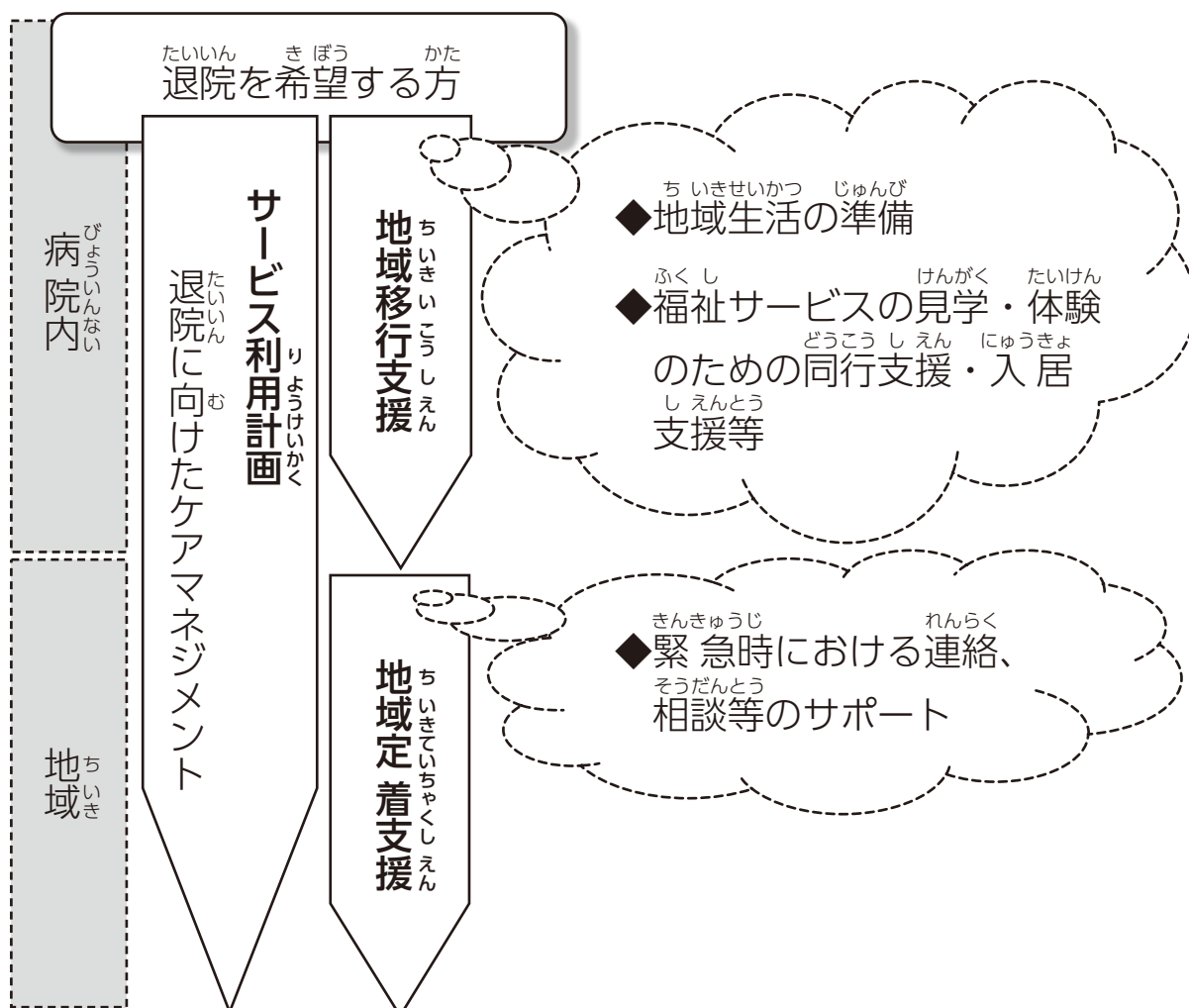


数値目標 3

入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数

入院中の精神障がい者の地域移行支援について、平成 26 年度の 1 か月当たりの利用者数を 30 人とすることを目指します。

	H26 年度
入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数 (1 か月当たりの利用者数)	30 人



すう ち もく ひょう
数値目標 4

しょう しょう ひと たい り かい そく しん
障がいのある人に対する理解促進

しょう しょう ひと ひと ち い き く おも しょう
障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がい
のある人の割合が、平成 26 年度末において 50%となることを目指し
ます。

しょう しょう ひと ひと ち い き く おも
また、障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う
人の割合が、平成 26 年度末において 50%となることを目指します。

	ねん ど H22 年度	ねん ど H26 年度
しょう しょう ひと ひと ち い き く 障がいのある人にとって地域で暮らしやす いまちであると思う障がいのある人の割合 ※ H22 年度は、「障がいのある人に対する り かい ふか 理解が深まってきていると思う障がいの ある人の割合」を推計値として記載。	すい けい ち 【推計値】 29.8%	50%
しょう しょう ひと ひと ち い き く 障がいのある人にとって地域で暮らしやす いまちであると思う人の割合	29.7%	50%

さっぽろ し じっ し ちょう さ
※ 札幌市が実施するアンケート調査

4 訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実していきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○時間／月：月間のサービス提供時間数

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）【介護給付】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	3,130	3,500	3,910
時間／月	65,410	71,550	79,280

(2) 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	270	290	310
時間／月	58,020	62,100	65,400

(3) 重度障害者等包括支援【介護給付】

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

たんい 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
りようにんずう 利用人数	5	10	15
じかん／つき 時間／月	2,200	4,400	6,600

(4) 行動援護【介護給付】

知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

たんい 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
りようにんずう 利用人数	390	450	520
じかん／つき 時間／月	6,840	7,880	9,000

(5) 同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

たんい 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
りようにんずう 利用人数	400	410	420
じかん／つき 時間／月	7,900	8,100	8,300

5 日中活動系サービス量の見込み

障がい^{しょうがい}の種別^{しゅべつ}にかかわらず、地域^{ちいき}でいきいきと生活^{せいかつ}することができるよう、日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}を充実^{じゅうじつ}していきます。

※ 日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}の見込量は、各年度^{みこみりょう}における1か月^{かくねん ど}あたりの総量^{そうりょう}を見込んだものであり、単位^{みこ}の考え方は次のとおりです。

○利用人数^{りようにんずう}：月間^{げっかん}の利用人数^{りようにんずう}（実人数^{じつにんずう}）

○人日／月^{にんにち つき}：「月間^{げっかん}の利用人数^{りようにんずう}」×「1人^{ひとり}1か月^{げつ}あたりの平均利用^{へいきん りよう}日数^{にっすう}」で算出^{さんしゅつ}されるサービス量^{りょう}

(1) 療養介護^{りょうようかいご} 【介護給付^{かいごきゅうふ}】

医療^{いりょうじょうじ}と常時^{かいご}の介護^{ひつよう}を必要とする方^{かた}のうち、次のいずれかに該当^{つぎ}する方に、身体能力^{がいたう}・日常生活能力^{いりょうきかん}の維持・向上^きのため、医療機関^{かた}で機能訓練^{のうくんれん}、療養上^{りょうようじょう}の管理^{かんり}、看護^{かんど}、介護^{かいご}及び日常生活上^{にちじょうせいかつじょう}の支援^{しえん}を行います。

◆筋萎縮性側索硬化症^{きんいしゅくせいそくさくこう}（ALS）患者^{かしょう}等^{かんじゃとう}気管切開^{きかんせつかい}を伴う人工呼吸器^{ともな じんこう こきゅうき}による呼吸管理^{こきゅうかんり}を行っており、障害程度区分^{しょうがいていどくぶん}6の方^{かた}

◆筋ジストロフィー患者^{きん}、重症^{かんじゃ}心身障害者^{じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ}であって、障害程度区分^{しょうがいていどくぶん}5以上^{いじょうかた}の方

たん い 単位	ねん ど H24 年度	ねん ど H25 年度	ねん ど H26 年度
り ようにんずう 利用人数	330	330	330

(2) 生活介護【介護給付】

常時介護を必要とする方に対し、主として昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	4,440	4,670	4,900
にんにち つき 人日／月	84,360	88,730	93,100

(3) 自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

身体障がいのある方を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	10	10	10
にんにち つき 人日／月	220	220	220

(4) ^{じ りつくんれん}自立訓練 ^{せいかつくんれん}(生活訓練) ^{くんれんとうきゅう ふ}【訓練等 給付】

^{ち てきまた}知的又は^{せいしんしょう}精神障がいのある方を対象に、^{かた}生活能力の^{たいしょう}維持・^{せいかつのうりよく い じ}向上など
のため、^{いってい き かん}一定期間、^{しょく じ}食事や^{か じ}家事などの^{にちじょうせいかつのうりよく こうじょう}日常生活能力の向上のための
^{し えん}支援を実施します。

^{たん い} 単位	^{ねん ど} H24 年度	^{ねん ど} H25 年度	^{ねん ど} H26 年度
^{り ようにんずう} 利用人数	130	140	160
^{にんにち} 人日／ ^{つき} 月	2,170	2,340	2,670

(5) ^{しゅうろう い こう し えん}就労移行支援 ^{くんれんとうきゅう ふ}【訓練等 給付】

^{いっばん き ぎょう}一般企業などでの就労を希望する^{しゅうろう き ぼう}65歳未満の方に、^{さい み まん かた}就労に必要な
^{ち しきおよ のうりよく こうじょう}知識及び能力の向上のため、^{いってい き かん}一定期間、^{じ ぎょうしょない}事業所内や企業における生
^{さんかつどう}産活動などの^{き かい}機会の^{ていきょう おこな}提供を行うとともに、^{てきせい あ}適性に合った^{しょく ば さが}職場探しや就
^{ろう ご}労後の^{しょく ば ていちゃく}職場定着のための^{し えん おこな}支援を行います。

^{たん い} 単位	^{ねん ど} H24 年度	^{ねん ど} H25 年度	^{ねん ど} H26 年度
^{り ようにんずう} 利用人数	430	470	510
^{にんにち} 人日／ ^{つき} 月	7,960	8,700	9,400

(6) 就労継続支援（A型）【訓練等給付】

一般就労が困難な65歳未満の方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	910	1,000	1,080
人日／月	17,100	18,800	20,300

(7) 就労継続支援（B型）【訓練等給付】

一般就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	2,680	2,920	3,160
人日／月	46,100	50,220	54,350

(8) 短期入所（ショートステイ）【介護給付】

介護する方が病気の場合などに、施設において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

単位	H24年度	H25年度	H26年度
利用人数	570	630	690
人日／月	4,550	5,030	5,510

6 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームについて、社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※ 居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 共同生活介護【介護給付】・共同生活援助【訓練等給付】

◆ 共同生活介護（ケアホーム）

主として夜間において、共同生活住居で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◆ 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用人数	1,940	2,220	2,500
定員数	2,040	2,330	2,630

※ 共同生活介護と共同生活援助を合わせた見込量

(2) 施設入所支援【介護給付】

主として夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	2,200	2,150	2,100

7 相談支援サービス量の見込み

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実していきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
けいかくそうだん し えん 計画相談支援	り ようにんずう 利用人数	910	2,050	3,800

(2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

	たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
ち いき い こう し えん 地域移行支援	り ようにんずう 利用人数	80	80	80
ち いきていちゃく し えん 地域定 着 支援	り ようにんずう 利用人数	15	15	15

● 8 地域生活支援事業のサービス量の見込み ●

(1) 概要

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民
に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのあ
る方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都
道府県が実施するものです。

(2) 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、
都道府県が行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によって
は、事業の全部または一部を団体などに委託して実施します。

(3) 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、
市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘
案し、以下の事業を展開していきます。

ち いきせいかつ し えん じ ぎょういちらん ひっ す じ ぎょう 地域生活支援事業一覧（必須事業）	
そうだん し えん じ ぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだん し えん じ ぎょう 障がい者相談支援事業
	しょう じ とうりょういく し えん じ ぎょう 障がい児等療育支援事業
	ち いき じ りつ し えんきょう ぎ かい 地域自立支援協議会
	じゅうたくにゅうきょとう し えん じ ぎょう 住宅入居等支援事業
	き かんそうだん し えん 基幹相談支援センター
せいねんこうけんせい ど り よう し えん じ ぎょう 成年後見制度利用支援事業	
コミュニケーション支援事業 し えん じ ぎょう	しゅ わ つうやくしゃ は けん じ ぎょう 手話通訳者派遣事業
	しゅ わ つうやくせつ ち じ ぎょう 手話通訳設置事業
	ようやくひっ き ほう し いん は けん じ ぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業
にちじょうせいかつよう ぐ きゅう ぶ じ ぎょう 日常生活用具給付事業	
い どう し えん じ ぎょう 移動支援事業	こ べつ し えんがた 個別支援型
	しゃりょう い そうがた 車両移送型
ち いきかつどう し えん き のうきょう か じ ぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	

ち い き せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う い ち ら ん に ん い じ ぎ ょ う 地域生活支援事業一覧（任意事業）			
ふ く し じ ぎ ょ う 福祉ホーム事業			
し ん た い し ょ う が い し ゃ に ゆ う よ く じ ぎ ょ う 身体障害者入浴サービス事業			
き ゅ う し ん た い し ょ う が い し ゃ じ り つ し え ん じ ぎ ょ う り よ う し ゃ し え ん じ ぎ ょ う 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業			
せ い か つ し え ん 生活支援 事業	せ い か つ く ん れ ん と う 生活訓練等 事業	ち ょ う か く し ょ う し ゃ し ゃ か い せ い か つ き ょ う し つ か い ざ い じ ぎ ょ う 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	
		し ゃ か い て き お う く ん れ ん じ ぎ ょ う オストメイト社会適応訓練事業	
		お ん せ い き の う く ん れ ん じ ぎ ょ う 音声機能訓練事業	
		て ん じ そ く じ ぎ ょ う ぼ う じ ぎ ょ う 点字即時情報ネットワーク事業	
		ち ゅ う と し つ め い し ゃ し ゃ か い て き お う く ん れ ん じ ぎ ょ う 中途失明者社会適応訓練事業	
に っ ち ゅ う い ち じ し え ん じ ぎ ょ う 日中一時支援事業			
し ゃ か い さ ん か 社会参加 そ く し ん じ ぎ ょ う 促進事業	き ょ う し つ か い ざ い と う じ ぎ ょ う スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
	て ん じ こ え こ う ぼ う と う は っ こ う じ ぎ ょ う 点字・声の広報等発行事業		
	ほ う し い ん よ う せ い 奉仕員養成 けん し ゅ う じ ぎ ょ う 研修事業	し ゅ わ ほ う し い ん よ う せ い じ ぎ ょ う 手話奉仕員養成事業	
		よ う や く ひ つ き ほ う し い ん よ う せ い じ ぎ ょ う 要約筆記奉仕員養成事業	
		て ん や く ほ う し い ん よ う せ い じ ぎ ょ う 点訳奉仕員養成事業	
		ろ う ど く ほ う し い ん よ う せ い じ ぎ ょ う 朗読奉仕員養成事業	
	じ どう し ゃ う ん て ん め ん き ゃ し ゅ と く か い ぞ う ほ じ ょ じ ぎ ょ う 自動車運転免許取得・改造補助事業		
	た その他 し ゃ か い さ ん か 社会参加 そ く し ん じ ぎ ょ う 促進事業	し ょ う し ゃ そ う だ ん う ん え い じ ぎ ょ う 障がい者あんしん相談運営事業	
		し ょ う し ゃ う ん え い じ ぎ ょ う 障がい者ITサポートセンター運営事業	
		ざ い た く じ ゅ う ど し ょ う し ゃ じ か み じ ぎ ょ う 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業	
		し ん た い し ょ う が い し ゃ ふ く し で ん わ せ っ ち じ ぎ ょ う 身体障害者福祉電話設置事業	
		も う し ゃ つ う や く は けん じ ぎ ょ う 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	
は っ た つ し ょ う が い し ゃ し え ん う ん え い じ ぎ ょ う だ い と し と く れ い 発達障害者支援センター運営事業（大都市特例）			

※ 地域生活支援事業のサービス見込量に係る単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○延べ利用人数：年間の総利用件数

○延べ利用時間：年間の総利用時間

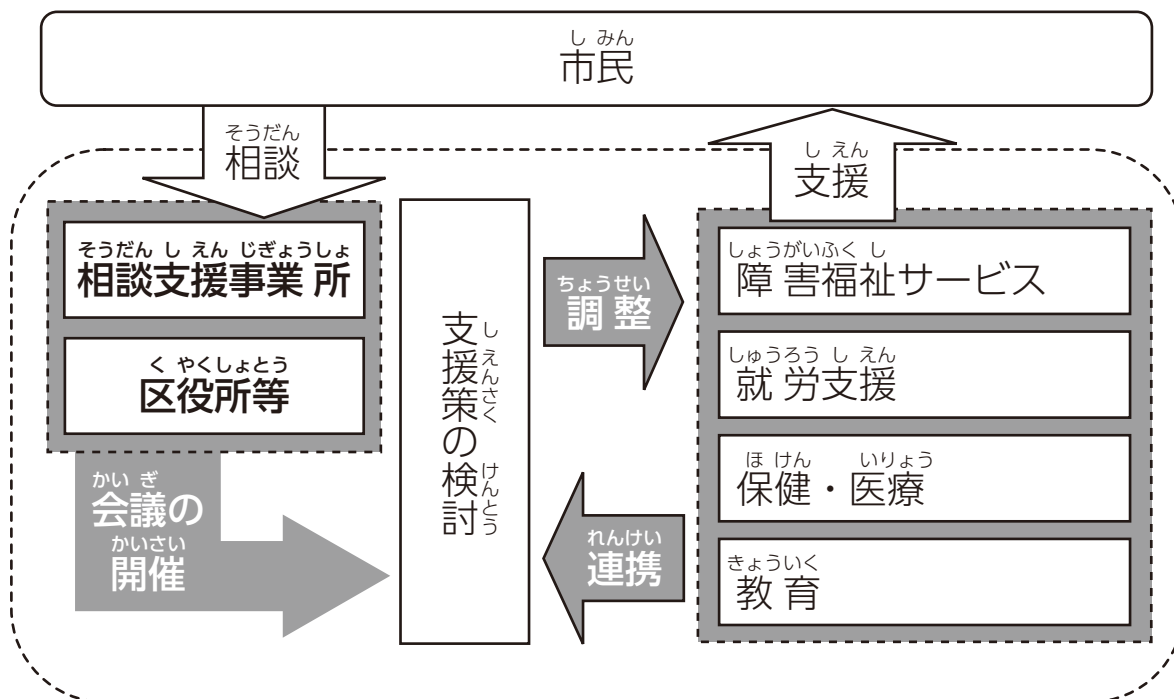
ア 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うとともに、相談支援機能強化事業を実施します。

	たんい 単位	H24年度 ねんど	H25年度 ねんど	H26年度 ねんど
しょう しゃそうだん し えん じ ぎょう 障がい者相談支援事業	か しょうすう 箇所数	18	19	20
しょう じ とうりょういく し えん じ ぎょう 障がい児等療育支援事業	か しょうすう 箇所数	6	6	6
ち いき じ りつ し えんきょう ぎ かい 地域自立支援協議会	じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
じゅうたくにゅうきょとう し えん じ ぎょう 住宅入居等支援事業	じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
き かんそうだん し えん 基幹相談支援センター	せっち う む 設置の有無	—	あり	あり

そうだん し えん 相談支援イメージ



イ せいねんこうけんせい ど りよう し えん じ ぎょう 成年後見制度利用支援事業

せいねんこうけんせい ど りよう ひつよう みと ほんにん しんぞくとう もうした
成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立て
きたい ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ し ちょうもうした
が期待できない知的障がい者、精神障がい者について、市長が申立て
おこな ひよう ふたん せいねんこうけんせい ど りよう し えん
を行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

たん い 単位	ねん ど H24 年度	ねん ど H25 年度	ねん ど H26 年度
じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
じつ り ようにんずう 実利用人数	15	15	15

ウ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに
支障がある障がい者などに、手話通訳や要約筆記を行う方を派遣し、
コミュニケーションを支援します。

	たんい 単位	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者 派遣事業	利用人数	530	540	550
	延べ派遣人数	6,340	6,540	6,750
手話通訳者 設置事業	通訳者数	65	65	65
	(うち専従通訳者数)	(11)	(11)	(11)
要約筆記奉仕員 派遣事業	利用人数	80	80	80
	延べ派遣人数	830	830	830

※ 延べ派遣人数：年間の総派遣件数

エ 日常生活用具給付事業

障害^{しょうがい}がある方に、自立生活支援用具等^{じりつせいかつ し えんよう ぐ とう きゅう ぶ おこな}の給付を行います。

	たん い 単位	ねん ど H24 年度	ねん ど H25 年度	ねん ど H26 年度
かい ご く ん れ ん し えん よう ぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数	126	128	130
じ り つ せ い か つ し えん よう ぐ 自立生活支援用具		780	790	800
ざ い た く り ょ う よ う とう し えん よう ぐ 在宅療養等支援用具		300	305	310
じ ょ う ほう い し そ つ う し えん よう ぐ 情報・意思疎通支援用具		370	375	380
は い せ つ か ん り し えん よう ぐ 排泄管理支援用具		28,250	28,530	28,810
き ゃ た く せ い か つ とう さ ほ じ ょ う ぐ じ ゅ う た く か い し ゅ う ひ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		104	105	106

※ けんすう ねんかん そうきゅう ぶ けんすう
件数：年間の総給付件数

オ 移動支援事業

屋外^{おくがい}での移動^{い どう}が困難^{こんなん}な障害^{しょうがい}がある方などに、外出^{が い し ゅ つ}のための支援^{し えん}を行います。

	たん い 単位	ねん ど H24 年度	ねん ど H25 年度	ねん ど H26 年度
こ べ つ し えん が た 個別支援型	か し ょ う す う 箇所数	385	400	415
	り ょ う に ん ず う 利用人数	2,990	3,050	3,100
	の り ょ う じ か ん 延べ利用時間	444,270	452,920	461,730
しゃ り ょ う い そ う が た 車両移送型	の り ょ う に ん ず う 延べ利用人数	6,400	6,400	6,400

カ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う
地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の
地域生活の支援を促進します。

	たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
き そてき じ ぎょう 基礎的事業	か しょうすう 箇所数	68	63	58
	り ようにんずう 利用人数	750	700	650
き のうきょう か じ ぎょう 機能強化事業	か しょうすう 箇所数	59	54	49

※ 既存の地域活動支援センター事業所が障害福祉サービス事業所
に移行するものがあり、箇所数・利用人数は減少傾向になると見
込まれます。

キ 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室
その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
ていいん 定員	45	45	45

ク 身体障害者入浴サービス事業

訪問などにより入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	130	130	130
の り ようにんずう 延べ利用人数	3,970	3,970	3,970

ケ 旧身体障害者自立支援事業 利用支援事業

身体障害者自立支援事業（身体障がい者向け公営住宅に居住している重度の身体障がい者に介助サービスを提供する事業。自立支援給付への移行に伴い平成20年3月31日事業終了）を利用していた方に対し、自立支援給付のサービスにない駐車場の除雪、庭の除草及び共用部分の清掃の支援を行います。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	6	6	6

コ せいかつくんれんとう じ ぎょう 生活訓練等事業

しょう しょう かい たい にちじょうせいかつじょうひつよう くんれん おこな
障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	たん い 単位	H24 年度 ねん ど	H25 年度 ねん ど	H26 年度 ねん ど
ちょうかくしょう しゃしゃかい 聴 覚障がい者社会 せいかつきょうしつかいさい じ ぎょう 生活 教室開催事業	の りようにんずう 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
オストメイト しゃかいてきおうくんれん じ ぎょう 社会適応訓練事業	の りようにんずう 延べ利用人数	300	300	300
おんせい き のうくんれん じ ぎょう 音声機能訓練事業	の りようにんずう 延べ利用人数	800	800	800
てん じ そく じ じょうほう 点字即時情報 ネットワーク事業 じ ぎょう	の りようにんずう 延べ利用人数	4,900	4,900	4,900
ちゅう と しつめいしゃ 中 途失明者 しゃかいてきおうくんれん じ ぎょう 社会適応訓練事業	の りようにんずう 延べ利用人数	1,200	1,200	1,200

サ 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある方等を一時的に預かり介護します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	860	900	940
の り ようにんずう 延べ利用人数	21,310	22,300	23,340
か しよう 箇所数	70	75	80

シ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある方の体力増強、交流、余暇などに資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
の り ようにんずう 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100

ス 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳その他障がいのある方に分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報など障がいのある方が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	860	860	860

セ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援に必要な手話通訳者や要約筆記奉仕員、点訳朗読奉仕員を養成します。

	たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
しゅ わ ほう し いんようせい じ ぎょう 手話奉仕員養成事業	にんずう 人数	420	420	420
ようやくひっ き ほう し いんようせい じ ぎょう 要約筆記奉仕員養成事業	にんずう 人数	50	50	50
てんやくほう し いんようせい じ ぎょう 点訳奉仕員養成事業	にんずう 人数	100	100	100
	の にんずう 延べ人数	3,000	3,000	3,000
ろうどくほう し いんようせい じ ぎょう 朗読奉仕員養成事業	にんずう 人数	650	650	650
	の にんずう 延べ人数	1,000	1,000	1,000

※ 人数：養成事業の受講人数（実人数）

の にんずう 養成事業の年間総受講件数

ソ 自動車運転訓練費・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

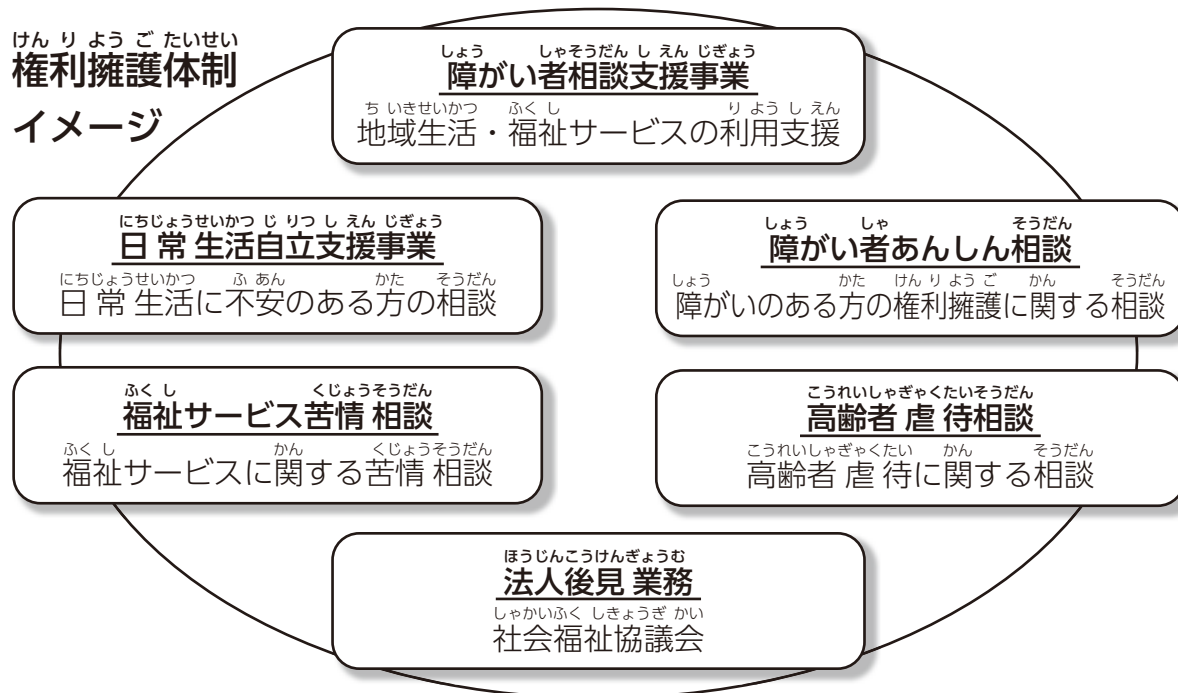
たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	55	55	55

タ 障がい者あんしん相談運営事業

障がいのある方の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行います。

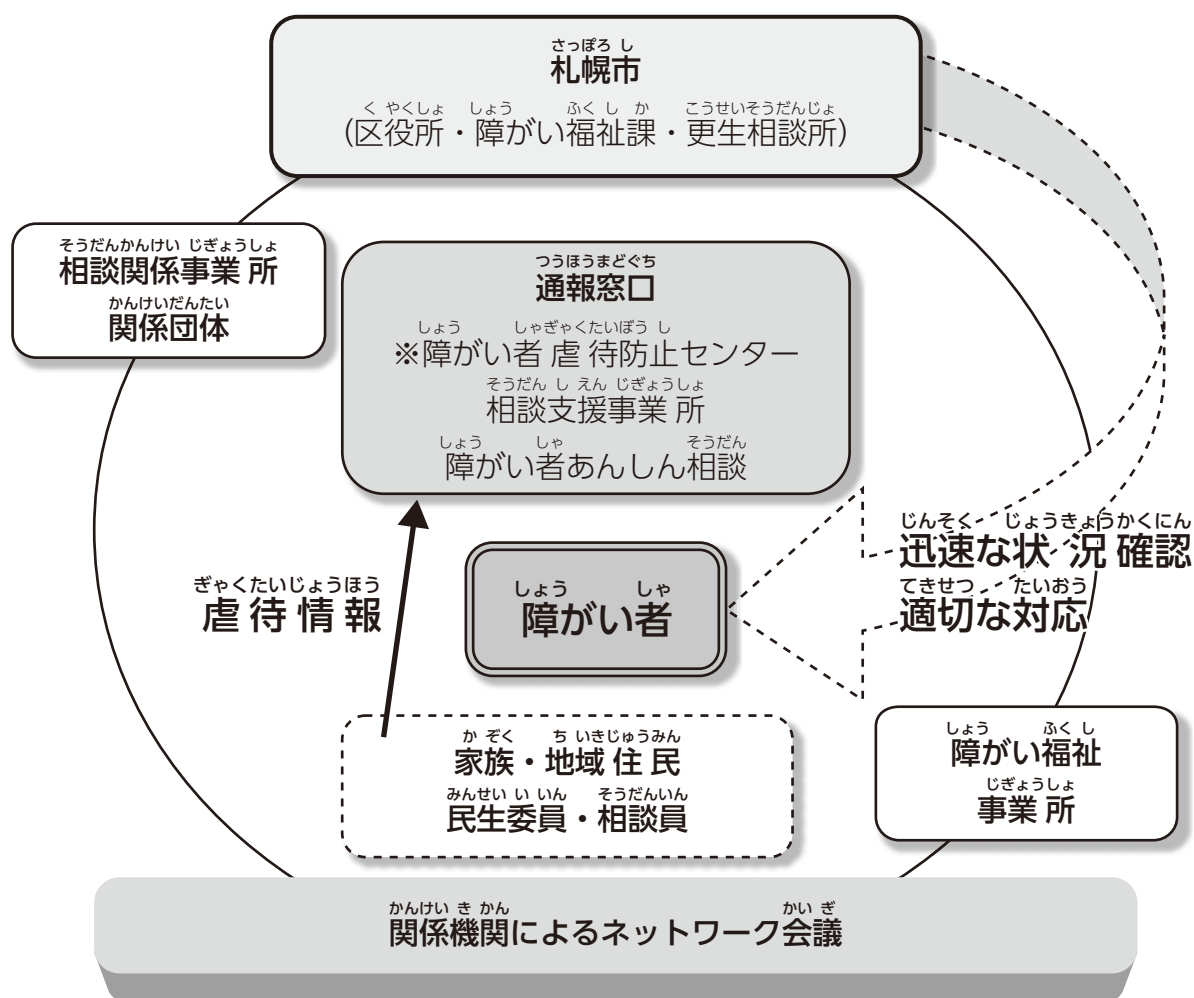
たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
か しょうすう 箇所数	1	1	1

けん り よう ご たいせい 権利擁護体制 イメージ



◆ 虐待情報への対応について

障がいのある方への虐待が疑われる情報（虐待情報）に対して迅速に対応するため、①障がい者虐待防止センターや相談支援事業所等に通報窓口を設置、②障害程度区分認定や判定時における状況確認、③虐待情報の適切な管理及び必要な範囲での情報共有や取組を行い、関係機関と連携して、速やかに状況を確認し、適切に対応できる体制の整備を図っています。



※ 障がい者虐待防止センターについては、平成24年10月の設置を目指します。

チ 障がい者 IT サポートセンター運営事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者 IT サポートセンターを拠点として、IT を活用した障がいのある方の社会参加促進を図ります。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
か しょう 箇所数	1	1	1

ツ 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業

感覚マヒなどにより常時おむつを使用している在宅の重度障がい者（児）に紙おむつを支給します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	1,430	1,490	1,540
の り ようにんずう 延べ利用人数	17,180	17,820	18,480

テ 身体障害者福祉電話設置事業

難聴者または外出困難な在宅重度身体障がい者に対し電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	50	45	40

※ 現在、新規貸与は実施していない。

ト 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

視覚と聴覚の両方に障がいのある方のコミュニケーションや外出支援のために、通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
り ようにんずう 利用人数	20	21	22

ナ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方やその家族に対する支援を総合的に行います。

たん い 単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
か しょう 箇所数	1	1	1
り ようにんずう 利用人数	850	850	850

9 サービス見込量等確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方(63ページ)に基づき、以下の視点に立って、必要な訪問系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。
- ◆個々のニーズに応じた適切なサービス提供に向け、居宅介護事業所などを対象とした個別支援計画作成研修を引き続き実施していきます。
- ◆円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方(63ページ)に基づき、以下の視点に立って、希望する障がい者に日中活動系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆新規事業者の参入を促進するとともに、身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。
- ◆それぞれのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを

おこな
行 っています。

- ◆円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っています。

(3) 居住系サービス

障がいのある方の地域生活への移行を促進するため、以下の視点に
た 立って、住まいの場となる居住系サービスの充実に努めます。

- ◆地域での居住の場となるグループホーム、ケアホーム等について、
北海道、事業者と協働し、設置を推進していきます。
- ◆必要な施設整備については、国、北海道と調整し、引き続き実施
していきます。

(4) 相談支援サービス

障がいのある方の地域生活への移行や地域定着を促進するため、以
下
の視点にた 立って、障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援
の充実に努めます。

- ◆それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆
的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行っ
ていきます。
- ◆円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提
供や事業者間の連携の強化を図っています。

(5) 地域生活支援事業

障がいのある方の生活の安心を確保し、自立と社会参加の促進に向け、さまざまなニーズに対応したサービスを提供するため、以下の視点に立って、地域生活支援事業の充実に努めます。

◆地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業など多彩なメニューを引き続き実施していきます。

◆相談支援事業を拡充し、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を活用した地域のネットワークづくりを一層推進していきます。

◆個々のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるように、事業のあり方について適宜検討していきます。

10 サービス見込量一覧

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度
訪問系	居宅介護	利用人数	3,130	3,500	3,910
		時間／月	65,410	71,550	79,280
	重度訪問介護	利用人数	270	290	310
		時間／月	58,020	62,100	65,400
	重度障害者等 包括支援	利用人数	5	10	15
		時間／月	2,200	4,400	6,600
	行動援護	利用人数	390	450	520
		時間／月	6,840	7,880	9,000
	同行援護	利用人数	400	410	420
		時間／月	7,900	8,100	8,300
居住系	共同生活介護	利用人数	1,940	2,220	2,500
	共同生活援助	定員数	2,040	2,330	2,630
	施設入所支援	利用人数	2,200	2,150	2,100
相談系	計画相談支援	利用人数	910	2,050	3,800
	地域移行支援	利用人数	80	80	80
	地域定着支援	利用人数	15	15	15

※ 利用人数：月間の利用人数（実人数）

※ 時間／月：月間のサービス提供時間数

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度
日中活動系	療養介護	利用人数	330	330	330
	生活介護	利用人数	4,440	4,670	4,900
		人日／月	84,360	88,730	93,100
	自立訓練 (機能訓練)	利用人数	10	10	10
		人日／月	220	220	220
	自立訓練 (生活訓練)	利用人数	130	140	160
		人日／月	2,170	2,340	2,670
	就労移行支援	利用人数	430	470	510
		人日／月	7,960	8,700	9,400
	就労継続支援 (A型)	利用人数	910	1,000	1,080
		人日／月	17,100	18,800	20,300
	就労継続支援 (B型)	利用人数	2,680	2,920	3,160
		人日／月	46,100	50,220	54,350
	短期入所	利用人数	570	630	690
		人日／月	4,550	5,030	5,510

※ 利用人数：月間の利用人数（実人数）

※ 人日／月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

サービス種別	たん い 単位	ねん ど 24 年度	ねん ど 25 年度	ねん ど 26 年度
そうだん し えん じ ぎょう 相談支援事業				
そうだん し えん じ ぎょう 相談支援事業				
しょう しゃそうだん し えん じ ぎょう 障がい者相談支援事業	か しょうすう 箇所数	18	19	20
しょう じ とうりょういく し えん じ ぎょう 障がい児等療育支援事業	か しょうすう 箇所数	6	6	6
ち いき じ りつ し えんきょう ぎ かい 地域自立支援協議会	じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
き かんそうだん し えん 基幹相談支援センター	せっち う む 設置の有無	—	あり	あり
じゅうたくにゆうきょう し えん じ ぎょう 住宅入居等支援事業	じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
せいねんこうけんせい ど り よう し えん じ ぎょう 成年後見制度利用支援事業	じっし う む 実施の有無	あり	あり	あり
	じつり ようにんずう 実利用人数	15	15	15
し えん じ ぎょう コミュニケーション支援事業				
しゅ わ つうやくしゃ は けん じ ぎょう 手話通訳者派遣事業	り ようにんずう 利用人数	530	540	550
	の は けんすう 延べ派遣数	6,340	6,540	6,750
しゅ わ つうやくせっち じ ぎょう 手話通訳設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数	65	65	65
	(うち専従) せんじゅう	(11)	(11)	(11)
ようやくひつ き ほう し いん は けん じ ぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業	り ようにんずう 利用人数	80	80	80
	の は けんすう 延べ派遣数	830	830	830

※ 利用人数：り ようにんずう げっかん り ようにんずう じつにんずう
月間の利用人数（実人数）

※ 延べ派遣件数：の は けんけんすう ねんかん そう は けんけんすう
年間の総派遣件数

サービス種別 しゅべつ	たん い 単位	ねん ど 24 年度	ねん ど 25 年度	ねん ど 26 年度
にちじょうせいかつよう ぐ きゅう ふ し ぎょう 日常生活用具 給付事業				
かい ご くんれん し えんよう ぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数	126	128	130
じ りつせいかつ し えんよう ぐ 自立生活支援用具	けんすう 件数	780	790	800
ざいたくりよう ご とう し えんよう ぐ 在宅療 護等支援用具	けんすう 件数	300	305	310
じょうほう い し そつう し えんよう ぐ 情 報・意思疎通支援用具	けんすう 件数	370	375	380
はいせつかん り し えんよう ぐ 排泄管理支援用具	けんすう 件数	28,250	28,530	28,810
きょたくせいかつどう さ ほ じょよう ぐ 居宅生活動作補助用具	けんすう 件数	104	105	106
い どう し えん 移動支援				
こ べつ し えんがた 個別支援型	か しよすう 箇所数	385	400	415
	り ようにんずう 利用人数	2,990	3,050	3,100
	の りようじかんずう 延べ利用時間数	444,270	452,920	461,730
しゃりよう い そうがた 車 両 移送型	の りようにんずう 延べ利用人数	6,400	6,400	6,400
ち いきかつどう し えん 地域活動支援センター				
き そてき じ ぎょう 基礎的事 業	か しよすう 箇所数	68	63	58
	り ようにんずう 利用人数	750	700	650
きのうきょう か じ ぎょう 機能強化事業	か しよすう 箇所数	59	54	49

※ けんすう ねんかん そうきゅう ふ けんすう ※ り ようにんずう げっかん り ようにんずう じつにんずう
※ 件数：年間の総 給付件数 ※ 利用人数：月間の利用人数（実人数）

※ の り ようにんずう ねんかん そう り ようけんすう ※ の り よう じ かん ねんかん そう り よう じ かん
※ 延べ利用人数：年間の総利用件数 ※ 延べ利用時間：年間の総利用時間

サービス種別	たん い 単位	ねん ど 24 年度	ねん ど 25 年度	ねん ど 26 年度
ふく し 福祉ホーム	ていいん 定員	45	45	45
しんたいしょうがいしゃにゆうよく 身体障害者入浴サービス事業	り ようにんずう 利用人数	130	130	130
	の り ようにんずう 延べ利用人数	3,970	3,970	3,970
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつし えん じぎょうり ようしゃし えん じぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業	り ようにんずう 利用人数	6	6	6
せいかつ し えん じ ぎょう 生活支援事業				
せいかつくんれんとう じ ぎょう 生活訓練等事業				
ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつかいさい じ ぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の り ようにんずう 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
おストメイトしゃかいてきおうくんれん じ ぎょう オストメイト社会適応訓練事業	の り ようにんずう 延べ利用人数	300	300	300
おんせい き のうくんれん じ ぎょう 音声機能訓練事業	の り ようにんずう 延べ利用人数	800	800	800
てん じ そく じ じょうほう じ ぎょう 点字即時情報ネットワーク事業	の り ようにんずう 延べ利用人数	4,900	4,900	4,900
ちゅう と しつめいしゃしゃかいてきおうくんれん じ ぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	の り ようにんずう 延べ利用人数	1,200	1,200	1,200
にっちゅういち じ し えん じ ぎょう 日中一時支援事業	り ようにんずう 利用人数	860	900	940
	の り ようにんずう 延べ利用人数	21,310	22,300	23,340
	か しょうすう 箇所数	70	75	80

※ 利用人数：月間の利用人数（実人数）

※ 延べ利用人数：年間の総利用件数

サービス種別 しゅべつ	たん い 単位	ねん ど 24 年度	ねん ど 25 年度	ねん ど 26 年度
しゃかいさん か そくしん じ ぎょう 社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 きょうしつかいさいとう じ ぎょう	の り ようにんずう 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100
点字・声の広報等発行事業 てん じ こえ こうほうとうはっこう じ ぎょう	り ようにんずう 利用人数	860	860	860
ほう し いんようせいけんしゅう じ ぎょう 奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員養成事業 しゅ わ ほう し いんようせい じ ぎょう	にんずう 人数	420	420	420
要約筆記奉仕員養成事業 ようやくひつ き ほう し いんようせい じ ぎょう	にんずう 人数	50	50	50
点訳奉仕員養成事業 てんやくほう し いんようせい じ ぎょう	にんずう 人数	100	100	100
	の にんずう 延べ人数	3,000	3,000	3,000
朗読奉仕員養成事業 ろうどくほう し いんようせい じ ぎょう	にんずう 人数	650	650	650
	の にんずう 延べ人数	1,000	1,000	1,000
自動車運転免許取得・改造補助事業 じ どうしゃうんてんめんきょしゅとく かいぞう ほ じょ じ ぎょう	り ようにんずう 利用人数	55	55	55
た しゃかいさん か そくしん じ ぎょう その他社会参加促進事業				
障がい者あんしん相談運営事業 しょう しゃ そうだんうんえい じ ぎょう	か しょうすう 箇所数	1	1	1
障がい者ITサポートセンター運営事業 しょう しゃ うんえい じ ぎょう	か しょうすう 箇所数	1	1	1
在宅重度障がい者（児） ざいたくじゅう ど しょう しゃ じ	り ようにんずう 利用人数	1,430	1,490	1,540
紙おむつサービス事業 かみ じ ぎょう	の り ようにんずう 延べ利用人数	17,180	17,820	18,480
身体障害者福祉電話設置事業 しんたいしょうがいしゃふく し でん わ せつ ち じ ぎょう	り ようにんずう 利用人数	50	45	40
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業 もう しょうやく はけん じ ぎょう	り ようにんずう 利用人数	20	21	22
発達障害者支援センター運営事業 はったつしょうがいしゃ し えん うんえい じ ぎょう	か しょうすう 箇所数	1	1	1
	り ようにんずう 利用人数	850	850	850

※ 利用人数：月間の利用人数（実人数） ※ 延べ利用人数：年間の総利用件数

※ 人数：養成事業の受講人数（実人数） ※ 延べ人数：養成事業の年間総受講件数



第5章 障がい者プランの点検・評価・見直し

1 関係機関での検証

障がい者プランの進捗管理につきましては、施策の実績や達成状況等について、札幌市障がい者施策推進審議会（旧札幌市障害者施策推進協議会）、札幌市社会福祉審議会、札幌市精神保健福祉審議会、札幌市地域自立支援協議会等の関係機関に報告し検証を行います。

2 市民意見の反映

施策の推進や事業の実施にあたりましては、出前講座や意見交換会などを通じて、市民のみなさまからお寄せいただく意見を参考にしながら、必要な施策の検討やサービスの質の向上を図っていきます。

3 計画の推進

市民のみなさまをはじめ、地域の関係団体や事業者のみなさま、関係機関等と協力して、計画の円滑な推進に努めます。

4 計画の見直し

市民のみなさまからお寄せいただく意見や、関係機関等での検証結果、さらに、国において進められている障がい者制度改革の動向等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第6章 障がい者プランの策定経過

1 策定体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の方、障がい者団体の方、福祉関係者、有識者等で構成する「札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議」を設置し、さまざまなご意見を伺ってきました。

また、札幌市社会福祉審議会、札幌市障がい者施策推進審議会（旧札幌市障がい者施策推進協議会）、札幌市精神保健福祉審議会、札幌市地域自立支援協議会等の関係機関からもご意見を伺ってきました。

※「札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議」の委員名簿は115ページに掲載しております。

2 障がい児者実態等調査

計画の改定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：平成22年11月8日から11月30日

3 意見交換会・出前講座の開催

(1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む）の主な団体と各1回（合計3回）、意見交換を行いました。

(2) 市民との意見交換

広く市民を対象として、地域生活支援・就労支援のテーマを中心に、地域の身近な課題などについて意見交換・情報共有を行うとともに、障がいのある人に対する理解促進を図りました。

(3) 地域の関係機関・団体への出前講座

地域自立支援協議会の各部会や関係団体等に対して、出前講座を通じて地域福祉に関する身近な課題などについて意見交換・情報共有を行うとともに、地域との連携体制の強化に努めました。

(参考 1) 会議等における検討の経過

平成 22 年	8 月	札幌市 障害者施策推進協議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	10 月	札幌市精神保健福祉審議会・札幌市地域自立支援協議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	11 月	障がい児者実態等調査 (アンケート調査)
	12 月	障がい福祉施策に係る計画策定会議 (改定の概要、改定スケジュール、計画の構成等)
平成 23 年	2 月	障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】 (改定の概要、改定スケジュール、計画の構成等) 市長・副市長との意見交換 (改定の概要)

3 月 しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくこうせい し みん い けん ちょうしゅほうほう さ ぎょう
(計画構成、市民意見の聴取方法、作業スケジュール)
さっぽろ し しょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ かい さっぽろ し せいしん ほ けん
札幌市 障 害者施策推進 協 議会・札幌市精神保健
ふく し しん ぎ かい さっぽろ し ち いき じ りつ し えんきょう ぎ かい
福祉審議会・札幌市地域自立支援 協 議会
けいかくこうせい し みん い けん ちょうしゅほうほう さ ぎょう
(計画構成、市民意見の聴取方法、作業スケジュール)

5 月 しょう しゃ ほ けんふく し ぶ かい さ ぎょう い いんかい ちょうないかい ぎ
障がい者保健福祉部会作 業 委員会【庁内会議】
けいかくこっ し あん かくにん
(計画骨子案の確認)
しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくこっ し あん かくにん
(計画骨子案の確認)

7 月 しょう しゃ ほ けんふく し ぶ かい さ ぎょう い いんかい ちょうないかい ぎ
障がい者保健福祉部会作 業 委員会【庁内会議】
けいかくかんれんしゅようとりくみ
(計画関連主要取組について)
しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
けいかくかんれんしゅようとりくみ
(計画関連主要取組について)

10 月 しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
しょうがいふく し み こみりょう
(障害福祉サービスの見込量について)
さっぽろ し しょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ かい さっぽろ し ち いき じ りつ
札幌市 障 害者施策推進 協 議会・札幌市地域自立
し えんきょう ぎ かい
支援 協 議会
しょうがいふく し み こみりょう
(障害福祉サービスの見込量について)

- 11 月 さっぽろ し しゃかいふく し しん ぎ かい
札幌市社会福祉審議会
けいかくかいてい がいよう
(計画改定の概要について)
しょう しゃ ほ けんふく し ぶ かい さ ぎょう い いんかい ちょうないかい ぎ
障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】
けいかくあん けんとう
(計画案の検討)
- 12 月 しょう しゃ ほ けんふく し ぶ かい き かくちょうせいかい ぎ し ちょうふく
障がい者保健福祉部会、企画調整会議、市長副
し ちょうかい ぎ ちょうないかい ぎ
市長会議【庁内会議】
けいかくあん けんとう
(計画案の検討)
- 平成 24 年 1 月 けいかくあん こうひょう
計画案の公表、パブリックコメント
しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ
障がい福祉施策に係る計画策定会議
さっぽろ し せいしん ほ けんふく し しん ぎ かい
札幌市精神保健福祉審議会
けいかくあん
(計画案について)
- 2 月 さっぽろ し しょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ かい
札幌市 障害者施策推進協議会
さっぽろ し ち いき じ りつ し えんきょう ぎ かい
札幌市地域自立支援協議会
けいかくあん
(計画案について)
- 3 月 けいかくこうひょう
計画公表

さんこう い けんこうかんかいとう おも
(参考 2) 意見交換会等 (主なもの)

◆札幌市地域自立支援協議会地域部会 (10 区) との出前講座 10 回
平成 23 年 4 月から 9 月にかけて実施

◆札幌市地域自立支援協議会相談支援専門部会との出前講座 1 回
平成 23 年 6 月に実施

◆札幌市地域自立支援協議会就労支援推進部会との出前講座 1 回
平成 23 年 7 月に実施

◆市内主要障がい者団体との意見交換会 3 回
平成 23 年 6 月から 9 月にかけて実施

◆市民との意見交換会 2 回
平成 23 年 9 月に実施

◆その他、関係団体等との出前講座 1 回
平成 23 年 6 月から 9 月にかけて実施

さんこう (参考3) さつぽろ し しょう ふく し し さく かか けいかくさくていかい ぎ い いんめい ぼ
 札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議 委員名簿

	し めい 氏名	しょぞくだんたいとう 所属団体等
1	○ あさ か ひろ ふみ 浅 香 博 文	さつぽろ し しんたいしょうがいしゃふく し きょうかいかいちょう 札幌市身体 障 害者福祉 協 会会 長
2	うえ だ こ 上 田 マリ子	に ほんはったつしょうがい ほっかいどうかいちょう 日本発達 障 害ネットワーク北海道会 長
3	さ がわ とし き 佐 川 俊 樹	さつぽろ し し かくしょうがいしゃふく し きょうかい り じ 札幌市視覚 障 害者福祉 協 会理事
4	さ とう よし お 佐 藤 義 夫	さつぽろ し せいしんしょうがいしゃ か ぞくれんどうかいかいちょう 札幌市精神 障 害者家族連合会会 長
5	しば き あつ こ 芝 木 厚 子	さつぽろ ち てきしょうがい し せつきょうかいかいちょう 札幌知的 障 害施設 協 会会 長
6	ひろ おか ひろし 廣 岡 博	さつぽろ し て いくせいかいかいちょう 札幌市手をつなぐ育成会会 長
7	ほそ かわ うしお 細 川 潮	さつぽろ し せいしんしょうがいしかいふくしゃ れんどうかいかいちょう 札幌市精神 障 害回復者クラブ連合会会 長
8	◎ まつ かわ とし みち 松 川 敏 道	さつぽろがくいんだいがくじんぶんがく ぶ じゅんきょうじゅ 札幌学院大学人文学部 准 教 授
9	まつ だ やす こ 松 田 靖 子	さつぽろ かい 札幌みんなの会
10	みず たに あまね 水 谷 周	そうだんしつ そうだん し えんせんもんいん 相談室あゆみ相談支援専門員
11	みや うち ひろ こ 宮 内 博 子	さつぽろちょうかくしょうがいしゃきょうかい り じ 札幌聴 覚 障 害者 協 会理事
12	もり いち や 森 一 也	さつぽろ し い し かい り じ 札幌市医師会理事
13	やま うち まゆみ 山 内 まゆみ	さつぽろ し たい ふ じ ゆうふく し かい り じ ちょう 札幌肢体不自由福祉会理事 長

(50 音順) おんじゅん ◎は議長、○は議長代理をそれぞれ表す。 ぎ ちょう ぎ ちょうだい り あらわ

● 4 パブリックコメントで寄せられた主な意見 ●

けいかくあん について、へいせい 24 年 1 月 23 日から 2 月 21 日までの間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からたくさんのご意見をいただきました。

(1) 意見提出者・件数

16 人 (団体を含む)、96 件

(2) 寄せられた意見の概要と市の考え方

分野 1：理解促進

【意見】札幌の人は、お年寄りや障がい者が困っていても、援助しない人が多く、街で声をかけても、無視する人、早足で逃げる人がいるのが現状です。公共サービス従事者を中心に大きな会社で働く人には、しっかりと障がい者に対する、理解と支援を啓蒙していただきたい。また、中・高生に対しても、しっかりと教育をして欲しい。

【考え方】障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。また、各学校において、障がいのある方との交流や共同学習などの機会を通して、子どもたちが障がいのある方について正しく理解し、互いに助け合い、支え合う大切さを学ぶことができるよう、より一層努めてまいります。

分野 2：生活支援

【意見】地域福祉を担う人材は、ボランティアに特化するのではなく地域の様々な人たちがそれぞれを支え合えば良いの

ではないか。

【考え方】^{かんが かん}地域福祉^{ち いきふく し}を推進^{すいしん}するにあたっては、幅広い^{はばひろ}市民^{し みん}や事業^{じ ぎょう}者^{しゃ}、行政^{ぎょう}などが、互^{たが}いの価値観^{か ち かん}を認め^{みと}合いながら必要^あな役割^{ひつよう やくわり}を担^{にな}い、共に^{とも}支え合^{ささ あ}う仕組み^{しく}づくりを進^{すす}めていくことが大切^{たいせつ}と考え^{かんが}ます。そのために、地域^{ち いき}のさまざな人^{ひと}たちがそれぞれの特性^{とくせい}を活^いかしながら、お互^{たが}いに協力^{きょうりよく}し合う体制^あづくりを進^{すす}めてまいります。

【意見】^{い けん}障がい^{しょうがい}のある方^{かた}が地域^{ち いき}から孤立^{こりつ}することのないように、「セーフティネット」強化^{きょうか}について、プランの中^{なか}に盛り込^もんで欲^ほしい。

【考え方】^{かんが かん}障がい^{しょうがい}のある方^{かた}が地域^{ち いき}で安心^{あんしん}して生活^{せいかつ}していくことができるよう、様々^{さまざま}な取組^{とりくみ}を行^{おこな}ってまいります。そのためには、地域^{ち いき}における見守^{み まも}り・支援^{し えん}体制^{たいせい}を充実^{じゅうじつ}していくことが重要^{じゅうよう}でありますので、分野^{ぶん や} 2：生活^{せいかつ}支援^{し えん}の基本^{き ほん}施策^{し さく}の内容^{ないよう}の記載^{き さい}を、「〇個々^{こ こ}のニーズ^{たいおう}に対^{たい}応^{おう}し、ライフス^{いっかん}テージ^しに^し応^おじた一貫^{いっかん}した支^し援^{えん}ができるよう、相談^{そうだん}支援^{し えん}体制^{たいせい}や関係^{かんけい}機^き関^{かん}との連携^{れんけい}の充実^{じゅうじつ}を^{はか}図^とるほか、ボラン^{ち いきふく}ティア^{し りよく}等^{かつよう}の地域福祉^ち力を活用^ちするなど、地^ち域^{い き}における見守^{み まも}り・支援^{し えん}体制^{たいせい}の充実^{じゅうじつ}に努^{つと}めます。」と修正^{しゅうせい}いたしました。

【意見】^{い けん}重度^{じゅうど}障^{しょう}害^{がい}や医^い療^{りょう}的^{てき}ケア^{けあ}の必要^{ひつよう}な人^{ひと}に対^{たい}する支^し援^{えん}については、障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}本^{ほん}人^{にん}を支^し援^{えん}するということに固執^{こしつ}せず、介助^{かいじょ}者^{しゃ}のかかえてい^{よう}るケア^{けあ}や用事^じのなかから、人^{ひと}に頼^{たの}みやすいことをかたがわりして、主^{しゅ}たる介^{かい}護^ご者^{しゃ}の負^ふ担^{たん}を減^へらすということを考^{かんが}えた方^{かた}が、合^{ごう}理^り的^{てき}で安^{やす}上^あがりだと思^{おも}います。

【考え方】^{かんが かん}いただいたご意見^{い けん}は、今後^{こんご}の事業^{じ ぎょう}を進^{すす}めるうえでの

参考とさせていただきます。また、法定サービスについては、制度上、対象となる方やサービスの範囲などに一定の制約があることから、障がいのある方やご家族の希望に柔軟に対応できるような、地域における有償ボランティアの仕組みの整備についても、今後検討を進めていきたいと考えております。

分野3：保健・医療

【意見】早期療育の充実について、障がいのある子もない子も同じ場で様々な支援が受けられるような対応を求めたい。

【考え方】現状においても、知的障がい児通園施設や肢体不自由児通園施設での療育の場では、お子さんの状況に応じて、同じ場での障がいのあるお子さんと障がいのないお子さんとの交流を行っておりますが、その内容や回数などについては、今後検証してまいりたいと考えております。なお、保育園では、障がいのあるお子さんが、保育に欠け、集団保育が可能な場合について、障がいのないお子さんと同じ場での保育を行っております。

【意見】障がい特性による老化の違いやその原因、老化による二次障がいの実態、老化進行を抑える対策等、知的障がい者の老化対策を保健・医療の視点からも取組んで欲しい。

【考え方】成人期における知的障がい者の加齢に伴う諸機能の変化としては、さまざまな研究の中で、障がいのない方よりも早期に老化傾向がみられるとの指摘があることは承知をしております。しかしこの老化に関して保健・医療の視点からの対策につきましては、自治体単独で取り組むことはなかなか困難で

あると考えますので、今後、国等の研究の成果を踏まえたうえで取り組むべき課題だと考えます。

分野4：生活環境

【意見】災害時等の安全対策の推進について、要援護者情報を常時更新し、必要な時に提供できるよう日ごろから準備して欲しい。

【考え方】大きな災害が発生した直後など一刻を争う場合には、行政による支援が間に合わないことは、過去の事例より明らかであり、隣近所をはじめとした地域の主体的な対応が最も重要と考えていることから、地域が、手上げ、同意方式により要援護者のリストを整備し、要援護者と支援者とのマッチングをする事業の普及啓発に取り組んでおります。この中で、日ごろから、地域が要援護者のリストを整備・更新する体制づくりを構築できるよう併せて支援を進めてまいります。

分野5：教育・育成

【意見】地域ですみやすい環境づくりのため、インクルーシブ教育を進め、小さなうちから障がい者がそばにいて当たり前環境をつくるとともに、福祉・教育が真剣に手を取り合ってプランを進めて欲しい。

【考え方】障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことは、お互いを理解し共に支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、大変意義深いものと考えております。このため、国においてもインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進について中央教育審議会での審議を進めているところであり、本市においても、国

の動向に注視すると共に、福祉や医療など関係機関と連携しながら、特別支援教育を推進してまいりたいと考えております。

【意見】市立高等養護学校における教育の充実について、就労促進を図るための取組のほかに、福祉的就労につなげるための支援も入れるべきである。

【考え方】いただいたご意見を踏まえ、分野5：教育・育成の基本施策3の重点取組、市立高等養護学校における教育の充実について、「社会的自立を目指した教育の充実に努めるとともに、」の記載を追加いたしました。

分野6：雇用・就労

【意見】親からの自立を目指すためには、福祉就労では金銭的に無理があるため、少しでも多くの障がい者に就労のチャンスを与えて下さい。

【考え方】札幌市では、障がいのある方もない方も、ともに働き続けることができるよう、「障がい者協働事業」を進めております。今後につきましても、この事業の充実を図ってまいります。障がいのある方が多くの事業主と面接できる機会を提供するため、国と連携し、年2回「障害者就職面接会」を開催しております。今後も国等との連携により、面接会の継続を含め、障がい者雇用に対する企業への啓発を行ってまいります。

分野 7：情報・コミュニケーション

【意見】 情報バリアフリー化の推進については、障がい特性に応じた配慮に関して、知的障がい者については「漢字にルビをふる」「できるだけ平易な表現を心がける」ことに加え、専門用語等の難しい言葉について、わかりやすい解説をつける配慮もお願いします。

【考え方】 障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、わかりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

分野 8：スポーツ・文化

【意見】 札幌市や教育委員会などの公的なスポーツ教室にも障がい児・者を対象とする枠がほとんどありません。まずは、札幌市などの主催するスポーツ教室に重度でなければ障がい児・者を受け入れることを始めてほしい。

【考え方】 体育館や温水プールなどで指定管理者が行っているスポーツ教室につきましては、障がいの程度にもよりますが、障がい児・者も受け入れております。また、学校開放事業の一環として、市内 20 校の小学校で実施している「少年少女水泳教室」では、軽度の知的障がい児を各校 1 名程度、受け入れることができます。

身体障害者福祉センターでは、当センターの指定管理業務の一環として、市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方を対象に、スポーツを通じて機能回復訓練や健康・体力増進を図り社会参加を促進する目

的で、各種スポーツ教室（卓球・アーチェリー・水泳）を開催しております。

しょう ふく し けいかく 障がい福祉計画

【意見】グループホーム等の充実とあるが、多様な暮らし方があるので市の方針としてグループホームを前提としているように感じる。この書き方であれば選択権を奪うことにもつながりかねないので、「希望する場で施設入所・入院から地域生活への移行を推進」として下さい。

【考え方】この文言は、国で定める計画の基本指針に基づき記載したものであり、施設入所、入院から地域生活への移行推進の取組における住まいの場は、必ずしもグループホームを前提にしているものではありません。いただいたご意見は今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。

【意見】福祉施設から一般就労への移行等を推進について、一般就労ができないと地域生活をしてはいけないというように読み取れます。まず地域移行してからどういう生活をしたいか考えて、必要に応じて就労を目指すべきではないか。

【考え方】この文言は、国で定める計画の基本指針に基づき記載したものであり、一般就労することを地域生活の前提条件とするものではありません。いただいたご意見は今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。

【意見】地域活動支援センター機能強化事業について、なぜ減少傾向にあるのか説明書きを書く必要があるのではない

か。

【考え方】既存の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行するものがあり、箇所数・利用者人数は減少傾向になると見込まれるためです。この旨を計画に記載することといたします。

5 その他、計画案からの修正点

障がい福祉計画の部について、国の策定指針等を踏まえ、数値目標・サービス見込量について一部修正いたしました。

数値目標

・入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標を追加。

・入所施設入所者数の減少見込数を450人から420人に修正。

サービス見込量

・施設入所支援のサービス見込量の利用者人数について、数値目標「入所施設入所者数の減少見込数」の修正に伴い、平成25年度を2,150人に、平成26年度を2,100人にそれぞれ修正。

・共同生活介護・共同生活援助（グループホーム等）のサービス見込量の利用者人数について、数値目標「入所施設入所者数の減少見込数」の修正に伴い、平成25年度を2,220人に、平成26年度を2,500人にそれぞれ修正。

・共同生活介護・共同生活援助（グループホーム等）のサービス見込量の定員数について、数値目標「入所施設入所者数の減少見込数」の修正に伴い、平成25年度を2,330人に、平成26年度を2,630人にそれぞれ修正。

- ・施設入所支援のサービス見込量の利用人数について、数値目標
「入所施設入所者数の減少見込数」の修正に伴い、平成25年度
を2,150人に、平成26年度を2,100人にそれぞれ修正。
- ・地域相談支援に係る地域移行支援のサービス見込量の利用人数につ
いて、平成24年度から平成26年度をそれぞれ80人に修正。
- ・地域相談支援に係る地域定着支援のサービス見込量の利用人数に
ついて、平成24年度から平成26年度をそれぞれ15人に修正。
- ・相談支援事業のサービス見込量のうち、基幹相談支援センターの設
置の有無についての記載を追加。
- ・成年後見制度利用支援事業のサービス見込量について、同事業の利
用人数の記載を追加。
- ・奉仕員養成研修事業のサービス見込量のうち、点訳奉仕員養成事
業及び朗読奉仕員養成事業の受講人数の記載を追加。

第7章 資料編

1 障がい者（児）数

(1) 身体障がい・知的障がい (人、%)

区	人口	身体障がい児・者		知的障がい児・者	
		手帳所持者数	対人口比	手帳所持者数	対人口比
中央	221,344	8,646	3.9	955	0.4
北	279,029	12,090	4.3	1,872	0.7
東	255,672	11,524	4.5	1,911	0.7
白石	204,749	9,225	4.5	1,580	0.8
厚別	128,628	6,198	4.8	962	0.7
豊平	212,579	8,758	4.1	1,323	0.6
清田	116,764	4,423	3.8	713	0.6
南	145,480	7,437	5.1	1,077	0.7
西	211,286	9,113	4.3	1,560	0.7
手稲	140,011	6,326	4.5	984	0.7
総数	1,915,542	83,740	4.4	12,937	0.7

※ 人口：平成 23 年 4 月 1 日現在

※ その他：平成 22 年度末現在

(2) 精神障がい

(人、%)

区	人口	手帳所持者数	対人口比	自立支援医療 受給者数	対人口比
中央	221,344	1,859	0.8	4,555	2.1
北	279,029	2,418	0.9	6,423	2.3
東	255,672	2,184	0.9	6,140	2.4
白石	204,749	2,001	1.0	5,270	2.6
厚別	128,628	1,088	0.8	2,780	2.2
豊平	212,579	1,694	0.8	4,501	2.1
清田	116,764	675	0.6	1,902	1.6
南	145,480	1,253	0.9	3,116	2.1
西	211,286	1,882	0.9	5,504	2.6
手稲	140,011	1,072	0.8	3,182	2.3
総数	1,915,542	16,126	0.8	43,373	2.3

※ 人口：平成 23 年 4 月 1 日現在

※ その他：平成 22 年度末現在

(3) 身体障がい・障がい等級別

(人、%)

とうきゅう 等 級	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
1 級	28,574	35.7	29,344	35.7	29,801	35.6
2 級	15,087	18.9	15,113	18.4	15,087	18.0
3 級	11,585	14.5	11,949	14.5	12,249	14.6
4 級	16,026	20.0	16,975	20.7	17,870	21.3
5 級	4,712	5.9	4,760	5.8	4,775	5.7
6 級	3,995	5.0	3,996	4.9	3,958	4.7
ごうけい 合計	79,979	100.0	82,137	100.0	83,740	100.0

※ 各年度末現在数

(4) 身体障がい・障がい区分別

(人)

障がい区分	H20	H21	H22
視覚障がい	4,757	4,754	4,744
聴覚・平衡機能障がい	5,681	5,671	5,648
聴覚	5,625	5,612	5,582
平衡機能	56	59	66
音声・言語・そしゃく機能障がい	889	892	888
肢体不自由	46,308	47,741	48,695
上肢	17,349	17,570	17,512
下肢	22,778	23,910	24,964
体幹	6,181	6,261	6,219
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	335	338	344
上肢機能	189	190	194
移動機能	146	148	150
内部障がい	22,009	22,741	23,421
心臓機能	12,160	12,582	12,935
じん臓機能	5,187	5,341	5,511
呼吸器機能	1,914	1,918	1,873
ぼうこう・直腸機能	2,524	2,652	2,757
小腸機能	128	134	134
免疫機能	96	114	126
肝臓機能	0	0	85
合計	79,979	82,137	83,740

※ 各年度末現在数

(5) 療育手帳所持者数

(人、%)

とうきゅう 等 級	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
A (じゅうど 重度)	4,758	42.2	4,913	40.6	5,143	39.8
B (ちゅうど 中度)	3,192	28.3	3,305	27.3	3,308	25.6
ーB (けいど 軽度)	3,337	29.6	3,872	32.0	4,486	34.7
ごうけい 合計	11,287	100.0	12,090	100.0	12,937	100.0

※ 各年度末現在数

(6) 精神障がい者手帳所持者数

(人、%)

とうきゅう 等 級	H20		H21		H22	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
1 級 (きゅう)	942	7.1	980	6.7	1,053	6.5
2 級 (きゅう)	7,921	59.4	8,543	58.3	9,301	57.7
3 級 (きゅう)	4,469	33.5	5,135	35.0	5,772	35.8
ごうけい 合計	13,332	100.0	14,658	100.0	16,126	100.0

※ 各年度末現在数

(7) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (人)

	H20	H21	H22
受給者数	35,241	39,155	43,373

※ 各年度末現在数

2 事業所数

(1) 居住系サービス

	H21	H22	H23
居宅介護	320	345	356
重度訪問介護	322	346	352
重度障害者等包括支援	1	1	1
行動援護	39	41	50
(参考) 移動支援	271	292	312

※ 各年 4 月 1 日現在数

(2) 日中活動系サービス

		H21	H22	H23
療養介護 りょうようかい ご	事業所数 じぎょうしよすう	0	0	0
	定員 ていいん	0	0	0
生活介護 せいかつかい ご	事業所数 じぎょうしよすう	43	55	69
	定員 ていいん	1,035	1,469	2,086
自立訓練 (機能訓練) じりつくんれん (きのうくんれん)	事業所数 じぎょうしよすう	0	0	0
	定員 ていいん	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) じりつくんれん (せいかつくんれん)	事業所数 じぎょうしよすう	11	12	15
	定員 ていいん	122	128	165
就労移行支援 しゅうろういこうしえん	事業所数 じぎょうしよすう	28	32	29
	定員 ていいん	313	369	356
就労継続支援 (A型) しゅうろうけいぞくしえん (がた)	事業所数 じぎょうしよすう	15	21	33
	定員 ていいん	273	354	689
就労継続支援 (B型) しゅうろうけいぞくしえん (がた)	事業所数 じぎょうしよすう	63	90	97
	定員 ていいん	1,280	1,769	1,949
短期入所 たんきにゅうしよ	事業所数 じぎょうしよすう	44	47	48
	定員 ていいん	170+	180+	179+
(参考) 日中一時支援 さんこう にっちゅういちじしえん	事業所数 じぎょうしよすう	50	51	64
	定員 ていいん	386	366	510
(参考) 地域活動支援センター さんこう ちいきかつどうしえん	事業所数 じぎょうしよすう	74	72	68
	定員 ていいん	1,265	1,212	1,188

※ 各年4月1日現在数。短期入所の定員の「+」は、空床対応の事業所を指す（定員の定めなし。）。

(3) 居住系サービス

		H21	H22	H23
きょうどうせいかつえんじょ 共 同生活援助	じ ぎょうしょすう 事 業 所数	222	250	299
きょうどうせいかつかい ご 共 同生活介護	ていいん 定員	1,119	1,257	1,557
し せつにゆうしょ し えん 施設 入 所支援	じ ぎょうしょすう 事 業 所数	57	50	28
きゅうほうにゆうしょ 旧 法 入 所	ていいん 定員	2,251	1,945	1,326

※ 各年 4 月 1 日現在数

3 旧計画の進捗状況（主なもの）

平成 22 年度における実績を中心に、分野ごとに整理しております。

分野 1 理解促進

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

平成 22 年度に新たなホームページ運用システムを導入し、公式ホームページのリニューアルを実施。ホームページ全体の使い勝手やアクセシビリティ対応の向上を図っております。

◆ボランティア研修センター運営

〈福祉教育〉

- ・社会福祉協力指定校 339 校
- ・小学校 5・6 年生向け福祉教育副読本 15,000 部配布
- ・教員向け福祉体験アイディア集 10,000 部作成

〈研修の実施〉

- ・福祉事業従事者研修受講者数 200 人

〈ボランティア活動支援〉

- ・ボランティア登録者数 43,955 人

◆福祉サービス提供事業者に対する研修の実施

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別支援計画の作成に係る研修を実施しております。

- ・個別支援計画事業者研修会（基礎）・・・5 回
- ・個別支援計画事業者研修会（応用）・・・1 回

◆北海道障がい者条例の普及

障がいのある方の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とする「北海道障がい者条例」が平成 22 年 4 月から全面施行されました。

分野 2 生活支援

◆重度の障がいのある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

重度身体障がい者の地域生活の支援のため、有償ボランティア等の地域の福祉力を活用した仕組みを取り入れた札幌市独自の介助制度として、平成 22 年度から実施しています。

〈平成 23 年 3 月現在〉

- ・延べ利用者数 30 名
- ・登録介助者数 205 名

◆障がい者交通費助成制度

助成制度の見直しを 1 年以上重ねて議論を行い、平成 22 年度から新制度を実施しています。

〈変更点〉

- ・障がい種別による助成内容の格差の改善を図りました。
- ・利便性の向上を図りました。

◆発達障害者支援体制整備事業

関係機関や職種間における情報提供及び意見交換を行うことによ

る課題や問題点、対応策等の共有化、作品展の実施や普及啓発用冊子の作成などを通じた市民対象とした発達障がいの理解促進の取組を推進しています。

◆札幌市 住宅マスタープラン 2011 の策定

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組などについて定めた住宅マスタープランを平成 23 年度に策定し、取組を進めています。

分野 3 保健・医療

◆乳 幼児健康診査

・ 4 か月児健診

受診者数	実人数	14,849 人	の	延べ人数	15,193 人
------	-----	----------	---	------	----------

・ 1 歳 6 か月児健診

受診者数	実人数	14,016 人	の	延べ人数	14,107 人
------	-----	----------	---	------	----------

・ 3 歳児健診

受診者数	実人数	13,542 人	の	延べ人数	13,646 人
------	-----	----------	---	------	----------

◆自立支援医療

更生医療	給付件数	29,996 件
------	------	----------

精神通院医療	給付件数	545,897 件
--------	------	-----------

分野 4 生活環境

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

平成 22 年度から「公共施設のバリアフリーチェックシ

システム」及び「危険施設等通報システム」の運用を開始しています。

◆新・札幌市バリアフリー基本構想

全ての人が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進するために、「新・札幌市バリアフリー基本構想」を平成21年度に策定し、取組を進めています。

◆交通局における安全対策

平成20年度までに、地下鉄東西線全駅に可動式ホーム柵を設置しました。

◆冬のみちづくりプランの推進

ゆたかな冬の暮らしを実現するため、市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として雪対策を推進するため、冬のみちづくりプランを平成21年度に策定し、取組を進めています。

〈取組の例〉

- ・凍結防止剤等の散布：車道693km、歩道252km
- ・砂箱の設置：車道用2,210基、歩道用870基
- ・砂入りペットボトルの作成・配置：241箇所

◆災害時要援護者避難支援対策

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハ

ンドブック」を平成 19 年度に策定しました。

平成 20 年度から 3 年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組み作りに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を選定し事業を進めてきました。

・モデル事業実施地区数 4 地区 (4 区)

分野 5 教育・育成

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

・特別支援教育支援員 (学びのサポーター) 活用事業

活用校数 小学校 195 校、中学校 33 校

・学びの手帳配布

教育センターの教育相談で約 1,200 冊配布

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

児童会館及びミニ児童会館では、巡回相談員による定期的な巡回相談等支援や支援検討会議の実施のほか、平成 22 年度から、臨時職員の加配及びフレックススタッフによる体制強化の対象館を、児童クラブのみならず直接来館での障がい児受入れ館も含むこととしております。

◆地域で学び育つための教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、居住する身近な地域の学校で学び育つことができるように、特別支援学級等の整備を行っています。

- ・ 特別支援学級整備校数 とくべつ し えんがっきゅうせい び こうすう 小学校 26 校、中学校 8 校 しょうがっこう しょうがっこう しょうがっこう しょうがっこう
- ・ 通級指導教室整備校数 つうきゅう し どうきょうしつせい び こうすう 小学校 2 校 しょうがっこう しょうがっこう

分野 6 雇用・就労 ぶん や こうよう しゅうろう

◆ 障がい者協働事業 しょう しょうがきやうどう じ ぎやう

- ・ 補助対象事業所 10 カ所 ほ じょたいしょう じ ぎやうしょ しょう
- ・ 障がい者雇用数 62 名 しょう しょうがき こんようすう めい

◆ 製品の販路拡大支援 せいひん はんろ かくだい し えん

障がいのある方が施設等で作った製品を販売する常設店舗として しょう かた し せつとう せいひん はんぱい じやうせつてん ぽ
 元気ショップを平成 18 年度に開設し、平成 22 年度には店舗面積拡 げん き へいせい ねん ど かいせつ へいせい ねん ど てん ぽ めんせきかく
 充などリニューアルしました。 じゅう

- ・ 元気ショップ売上実績：39,654 千円 げん き うりあげじっせき せんえん
- ・ 来客数：60,683 人 らいきゃくすう にん

分野 7 情報・コミュニケーション ぶん や じやうほう

◆ 障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介 しょうがいふく し じ ぎやうしやう かん あ じやうほう しょうかい

平成 22 年度に、指定 障害福祉サービス事業所や移動支援事業所 へいせい ねん ど していしょうがいふく し じ ぎやうじょ い どう し えん じ ぎやうじょ
 の空き情報をホームページ上で検索することができるようになりました。 あ じやうほう じやう けんさく
 愛称：元気サーチ あいしょう げん き

分野 8 スポーツ・文化 ぶん や ぶん か

◆ 障がい者スポーツ大会の開催 しょう しょうがき たいかい かいさい

障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生 しょう かた つう たいりよく こうじやう じ りつこうせい

への意欲を高め、市民の理解促進を図ることを目的として開催。
 たいかいさん か しゃ にん
 大会参加者：1,650 人

● 4 第2期障がい福祉計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況 ●

(1) 訪問系・居住系・相談サービス

サービス種別		たん い 単位	21 年度	22 年度
訪問系	きょたくかい ご 居宅介護	り ようにんずう 利用人数	2,247	2,511
		じ かん つき 時間／月	50,041	52,614
	じゅう ど ほうもんかい ご 重度訪問介護	り ようにんずう 利用人数	224	243
		じ かん つき 時間／月	47,404	53,165
	じゅう ど しょうがいしゃとうほうかつ し えん 重度障害者等包括支援	り ようにんずう 利用人数	0	0
		じ かん つき 時間／月	0	0
	こうどうえん ご 行動援護	にんずう 人数	252	293
		じ かん つき 時間／月	4,469	5,300
居住系	きょうどうせいかつかい ご 共同生活介護	にん つき 人／月	1,339	1,541
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助			
	し せつにゅうしょ し えん 施設入所支援			
相談系	きゅうたいけい り よう 旧体系利用	にん つき 人／月	1,436	1,129
	サービス利用計画作成	にん 人	234	374
		にん つき 人／月	32	28

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	21年度	22年度
日中活動系	療養介護	利用人数	15	14
	生活介護	人数	2,040	2,633
		人日／月	37,965	49,813
	自立訓練（機能訓練）	利用人数	9	7
		人日／月	178	135
	自立訓練（生活訓練）	利用人数	126	99
		人日／月	2,361	1,808
	就労移行支援	利用人数	338	354
		人日／月	6,713	6,760
	就労継続支援（A型）	利用人数	419	700
		人日／月	8,108	12,832
	就労継続支援（B型）	利用人数	1,605	2,083
		人日／月	28,400	36,862
	短期入所	利用人数	430	486
		人日／月	3,627	3,843
	旧体系利用	人／月	786	567

(3) ちいきせいかつしえんじぎょうひつすじぎょう
地域生活支援事業（必須事業）

	たんい 単位	21 ねん ど 年度	22 ねん ど 年度
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
しょうしゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょうすう 箇所数	15	16
しょうじとうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょうすう 箇所数	15	6
ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会	かしょうすう 箇所数	1	1
じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	かしょうすう 箇所数	16	17
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	かしょうすう 箇所数	1	1
しえんじぎょう コミュニケーション支援事業			
しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りようにんずう 利用人数	446	485
	の にんずう 延べ人数	5,360	5,640
しゅわつうやくちじじぎょう 手話通訳設置事業	かしょうすう 箇所数	1	1
	つうやくしゃすう 通訳者数	71	66
ようやくひつきほうしいんはけんじぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業	りようにんずう 利用人数	78	92
	の にんずう 延べ人数	815	871
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業			
かいごくうれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	119	124
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	679	765
ざいたくりようごとうしえんようぐ 在宅療護等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	275	295
じょうほういしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	310	363
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	26,824	27,710
きょたくせいかつどうさほじょうぐ 居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう 給付件数	89	102

	たん い 単位	21 年度 ねん ど	22 年度 ねん ど
い どう し えん 移動支援			
こ べつ し えんがた 個別支援型	か しよすう 箇所数	324	347
	にんずう 人数	3,126	3,299
	の じ かんすう 延べ時間数	405,135	413,020
しゃりょう い そうがた 車両 移送型	の にんずう 延べ人数	6,555	7,277
ち いきかつどう し えん 地域活動支援センター			
き そ てき じ ぎょう 基礎的事 業	か しよすう 箇所数	69	72
	り ようにんずう 利用人数	905	870
き のうきょう か じ ぎょう 機能 強化事 業	か しよすう 箇所数	63	62

(4) 地域生活支援事業（任意事業）

	たん い 単位	21 年度	22 年度
ふく し 福祉ホーム	てい いん 定員	45	45
しんたいしょうがいしゃにゆうよく 身体障害者入浴サービス事業	り ようにんずう 利用人数	131	103
	の にんずう 延べ人数	4,112	4,063
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつし えん じ ぎょう り ようしゃ し えん じ ぎょう 旧 身体障害者自立支援事業 利用者支援事業 (H19までは、身体障害者自立支援事業)	り ようにんずう 利用人数	6	6
こうせいくんれん ひ しせつにゆうしよしゃしゅうしよくしたくきんきゅうふ じ ぎょう 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	し きゅうしゃすう 支給者数	32	30
せいかつ し えん じ ぎょう 生活支援事業			
せいかつくんれんとう じ ぎょう 生活訓練等事業			
ちょうかくしやう しやしやかいせいかつきょうしつかいさい じ ぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の にんずう 延べ人数	874	1,056
おストメイト社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	293	213
おんせい き のうくんれん じ ぎょう 音声機能訓練事業	の にんずう 延べ人数	677	916
てん じ そく じ ぎょうほう 点字即時情報ネットワーク事業	の にんずう 延べ人数	4,934	4,956
ちゅう と しつめいしやしやかいせきおうくんれん じ ぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	1,340	1,109
にっちゅういち じ し えん じ ぎょう 日中一時支援事業	り ようにんずう 利用人数	835	780
	の にんずう 延べ人数	18,484	19,348

	たん い 単位	ねん ど 21 年度	ねん ど 22 年度
しゃかいさん か そくしん じ ぎょう 社会参加促進事 業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事 業	の にんずう 延べ人数	1,012	877
てん じ こえ こうほうとうはっこう じ ぎょう 点字・声の広報等発行事 業	り ようにんずう 利用人数	860	860
ほう し いんようせいけんしゅう じ ぎょう 奉仕員養成研 修 事 業			
しゅ わ ほう し いんようせい じ ぎょう 手話奉仕員養成事 業	にんずう 人数	287	278
ようやくひつ き ほう し いんようせい じ ぎょう 要約筆記奉仕員養成事 業	にんずう 人数	28	24
てんやくろうどくほう し いんようせい じ ぎょう 点訳朗読奉仕員養成事 業	の にんずう 延べ人数	1,460	4,097
じ どうしゃうてんめんきょしゅとく かいぞう ほ じょ じ ぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事 業	り ようにんずう 利用人数	61	67
た しゃかいさん か そくしん じ ぎょう その他社会参加促進事 業			
しょう しゃ そうだんうんえい じ ぎょう 障がい者あんしん相談運営事 業	か しょうすう 箇所数	1	1
しょう しゃ うんえい じ ぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事 業	か しょうすう 箇所数	1	1
ざいたくじゅう ど しょう しゃ じ 在宅 重 度障がい者 (児)	り ようにんずう 利用人数	1,071	1,383
かみ じ ぎょう 紙おむつサービス事 業	の にんずう 延べ人数	15,419	16,044
しんたいしょうがいしゃふく し でん わ せつ ち じ ぎょう 身体 障 害者福祉電話設置事 業	り ようにんずう 利用人数	87	77
もう しゃつやく はけん じ ぎょう 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事 業	り ようにんずう 利用人数	7	10
はったつしょうがいしゃ し えん うんえい じ ぎょう 発達 障 害者支援センター運営事 業	か しょうすう 箇所数	1	1